

# インドにおける プラスチック廃棄物管理規則

2026年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
海外ビジネスサポートセンター  
ニューデリー事務所

**【免責条項】**

本レポートは、ジェトロ・ニューデリー事務所の協力を得て、調査委託先の AsiaWise 法律事務所及び Wadhwa Law Offices が作成したものです。本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

## 目次

1. 2016年プラスチック廃棄物管理規則の背景および目的 .....	2
2. 規則および関連法令 .....	3
3. 規則の適用範囲および適用対象 .....	4
4. プラスチック規制に関する主要規定 .....	7
5. 不遵守に対する罰則および執行 .....	13
6. ケーススタディ .....	15
7. FAQs .....	27
8. 付属 .....	37
別紙1：2016年規則に対する主要改正点の概要 .....	37
別紙2：EPR フレームワーク .....	42
別紙3：環境補償金ガイドライン .....	49
別紙4：アンケート調査および公開情報検索を通じて把握したコンサルタント、プラスチック廃棄物処理業者およびその他関連事業者一覧 .....	54

## はじめに

インド政府は、循環型社会の実現のため、プラスチック廃棄物の最小化、分別、リサイクルに積極的に取り組んでおり、2016年3月に、基本ルールを定めたプラスチック廃棄物管理規則を発表した。本規則は、当初、プラスチック廃棄物の段階的廃止を義務付けていたものの、産業界からの強い反発があったため、2018年に廃止対象をリサイクル不可能、エネルギー回収不可能、または代替用途のない多層プラスチックに限るなどの改正が行われた。さらに、2021年改正では、特定の使い捨てプラスチック製品の使用を禁止するなどの改正が行われ、2022年改正においては、プラスチック製包装に関する拡大生産者責任（EPR）に関するガイドラインが定められた。その後も、2024年改正では輸入者、製造者、生産者、販売者の定義が拡充され、2025年にはプラスチック包装に対する製品情報など含むQRコードの付与が義務化されるなど、年々、制度が複雑化し、企業に順守が求められる事項が増加している。

そこで本調査では、日本企業・日系企業のインドでの事業遂行の一助とするため、同規則の内容と実務上必要な対応について解説する報告書を作成する。なお、ジェトロでは2022年9月に調査レポート「インドのプラスチック廃棄物管理規則」、2024年3月に調査レポート「アジア大洋州主要国のサーキュラーエコノミー実態調査」を作成しているが、同レポートの掲載内容も含めて、それ以降の改正点とあわせて解説するものとする。

なお、本レポートは、2025年12月時点の情報に基づき作成したものだが、その後の法改正や、各種ウェブサイトのURL・リンク先の変更などによって、内容が変わる場合がある。

2026年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
海外ビジネスサポートセンター  
サステナブルビジネス課  
ニューデリー事務所

本文

## 1. 2016年プラスチック廃棄物管理規則の背景および目的

2016年プラスチック廃棄物管理規則(以下「2016年規則」)の背景および目的  
環境・森林省(Ministry of Environment and Forests、以下「MoEF」)は、1986年環境(保護)法(Environmental (Protection) Act, 1986、以下「1986年環境(保護)法」)に基づき、1999年9月、プラスチック廃棄物に対処する最初の国家的枠組みとして、1999年再生プラスチック製造および使用規則(Recycled Plastics Manufacture and Usage Rules, 1999、現在は廃止、以下「1999年規則」)を公布した。1999年規則は、主としてプラスチック製キャリーバッグの製造・販売・使用およびリサイクルを規制するものであり、特に再生プラスチックの製造および使用、ならびに食品包装への再生材使用に重点を置いていた。その後、1999年規則は2003年に改正され、特に新品および再生プラスチック製キャリーバッグならびに再生容器の最低許容厚さが引き上げられた。

2003年改正後の1999年規則では、とりわけ以下が定められた。(i) プラスチック製キャリーバッグは最低20ミクロンの厚さを有すること、(ii) 販売業者は一定の仕様および表示要件を満たす再生プラスチック製キャリーバッグおよび容器のみを販売または使用できること、(iii) 製造事業者は州公害管理委員会(State Pollution Control Board、以下「SPCB」)および中央公害管理委員会(Central Pollution Control Board、以下「CPCB」)から登録を取得しなければならないこと。

その後、2011年プラスチック廃棄物(管理および取扱い)規則(Plastic Waste (Management and Handling) Rules, 2011、以下「2011年規則」)が導入され、プラスチック廃棄物の管理および取扱いの双方を対象とし、地方自治体、生産者、小売業者および路上販売業者の責任を明確化するとともに、拡大生産者責任(Extended Producer Responsibility、以下「EPR」)の概念が初めて導入された。

2011年規則は、その後、2016年規則により置き換えられ、規制対象が拡大されるとともに、EPRの枠組みが大幅に強化され、生産者、輸入者およびブランドオーナー(Producers, Importers, and Brand Owners、以下「生産者等」)にも適用されることとなった。

2016年規則は、インドにおけるプラスチック廃棄物管理の主要な法的枠組みを構成しており、その後、2016年規則は以下の改正を受けている。

- 2018年プラスチック廃棄物管理(改正)規則
- 2021年プラスチック廃棄物管理(改正)規則
- 2022年プラスチック廃棄物管理(改正)規則
- 2022年プラスチック廃棄物管理(第2次改正)規則
- 2024年プラスチック廃棄物管理(改正)規則
- 2025年プラスチック廃棄物管理(改正)規則

主要な改正点の概要は別紙1に示す。

本レポートは、2025年12月時点の改正内容をすべて反映した2016年規則の概要を提供するものであり、2016年規則の背景および目的、主要規定、関連法令およびガイドラインを整理し、さらにケーススタディとFAQを通じて実務上どのように適用されるかを示す。本レポートは、実務的な知見に基づき作成されており、規制当局<sup>1</sup>との協議や、日本およびインドの企業の協力による調査を通じて、解釈上の問題点を可能な限り明確にした上で作成されている。

## 2. 規則および関連法令

### (ア) 規則の概要

2016年規則は、家庭その他の発生源から生じるプラスチック廃棄物の管理を規律する規制枠組みを定めるものである。2016年規則は、とりわけ(i) プラスチック廃棄物の発生抑制、(ii) 分別、(iii) リサイクルに関する規定を置いている。2016年規則の適用範囲は広範であり、すべての廃棄物排出者、地方自治体、製造業者、輸入業者、ブランドオーナー、リサイクラー、共同処理事業者等を含むプラスチック廃棄物処理事業者(Plastic Waste Processors、以下「PWP」)、ならびにプラスチック包装材の生産者に適用される。

当初、2016年規則はリサイクル不可能な多層プラスチック(Multi-layered Plastic、以下「MLP」)の段階的廃止を義務付けていたが、産業界からの強い反対を受け、2018年改正により、禁止対象は「リサイクル不能、エネルギー回収不能、または代替用途を有しないMLP」に限定された。さらに、2021年改正により、特定の使い捨てプラスチック製品が禁止され、プラスチック汚染抑制に向けた取組みが強化された。2022年には、新たに別表IIが追加され、プラスチック包装に関するEPRガイドライン(Guidelines on EPR for Plastic Packaging、以下「EPRガイドライン」)が導入された。

これらのガイドラインに基づき、生産者等は、プラスチック廃棄物の回収、リサイクルおよび再利用に関する定量的目標を達成する義務を負い、循環型経済の原則に基づくプラスチック廃棄物削減が促進される。

### (イ) 1986年環境(保護)法

1986年環境(保護)法は、インドの環境法制の基礎をなす法律である。同法は、環境の保護および保全のため、汚染その他環境持続性に悪影響を及ぼす要因(プラスチック廃棄物の発生および排出を含む)を規制する2016年規則を制定する広範な権限を中央政府に付与しており、中央政府は、本法に基づき各種規則を制定している。また、インド最高裁判所は、1986年環境(保護)法の規定が州法またはその他の法令の規定と抵触する場合には、

---

<sup>1</sup> CPCB事務所(デリー、シャダラ)総合案内所にて情報収集、デリー汚染管理委員会のサテンダー・クマール上級環境エンジニアとの面談、カルナータカ州汚染管理委員会の職員との面談等。

1986年環境(保護)法が優先して適用されることを改めて確認しており、1986年環境(保護)法がインドにおける包括的な環境法枠組みとして優越することを確認している。

#### (ウ) CPCB ガイドラインおよび州レベルの規制

1986年環境(保護)法の規定に基づき、環境保護に関する各種の権限および責務がCPCBに委任されている。CPCBは、2016年規則の全国的な効果的实施を支援するため、ガイダンス文書、助言、標準作業手順書(以下「SOP」)および指示を定期的に発出している。本規則の規定は、CPCB、SPCB、ならびに連邦直轄領においては各公害管理委員会(Pollution Control Committees、以下「PCC」)により執行される。また、CPCBは、「2016年プラスチック廃棄物管理規則違反に対して課される環境補償金の算定に関するガイドライン」(以下「環境補償金ガイドライン」)を発出しており、同ガイドラインは、本規則に違反した場合の責任および罰則を判断するための枠組みを定めている。環境補償金ガイドラインは、環境補償金の賦課に関する根拠、算定方法および違反者区分を明示し、2016年規則の執行に関する統一的な基準を提供している。国レベルの枠組みに加え、一部の州および連邦直轄領では、プラスチック製品を規律する独自の補完的規制が制定されている。例えば、連邦直轄領チャンディーガルにおいては、特定の使い捨てプラスチック製品について、その製造、保管、輸入、販売、使用、輸送および廃棄を全面的に禁止する行政命令が発出されている。

#### (エ) 2016年固形廃棄物管理規

2016年固形廃棄物管理規則(The Solid Waste Management Rules, 2016、以下「SWM規則」)は、インドにおける固形廃棄物の分別、処理、リサイクル、処理(処分)および最終処分に関する基準、手続および責任を定めるものである。また、SWM規則は、固形廃棄物管理を全国的に効果的に実施するため、中央政府、州政府および地方自治体それぞれの責務および義務を明確にしている。本規則は、プラスチック廃棄物の管理に関する事項においてSWM規則を明示的に参照し、その基本原則および規制枠組みを取り込んでいる。

### 3. 規則の適用範囲および適用対象

#### (ア) 適用対象となる主体およびプラスチックの区分

2016年規則は、適用対象となる個人、法人および物品を定めている。主要な定義および対応する規定は以下のとおりである。

##### ① 廃棄物排出者(Waste Generator)

商業用途または家庭用途を問わず、プラスチック廃棄物を排出する個人、団体、機関また

は施設<sup>2</sup>をいう(2016年規則第3条(y))。

② 製造業者(Manufacturer)

生産者が投入材料として使用するプラスチック原材料の製造に従事する者をいう(2016年規則第3条(m))

③ 「生産者(Producer)」

プラスチック包装の製造に関与する者をいい、プラスチック包装に使用される中間材料の製造者、ならびにブランドオーナーのためまたはこれに類する契約に基づき、プラスチック包装を使用した製品の委託製造を行う者を含む(2016年規則第3条(s))。

④ 「路上販売業者(Street Vendor)」

道路、歩道、公園その他の公共の場所または私有地において、仮設構造物または移動しながら、日用品または食品を一般公衆に販売する個人をいう。露天商、行商人、定着商その他地域により知られる路上商人を含む(2016年規則第3条(v))。

⑤ 「輸入業者(Importer)」

商業目的で、プラスチック包装、プラスチック包装された製品、キャリーバッグ、多層包装材料、プラスチックシートまたはこれに類する物品、またはプラスチック原材料若しくはプラスチック包装製造用の中間材料を輸入する者をいう(2016年規則第3条(k))。

⑥ 「ブランドオーナー(Brand Owner)」

登録商標またはブランド名の下で製品を販売する個人または会社をいう(2016年規則第3条(b))

⑦ 「プラスチック廃棄物処理事業者(Plastic Waste Processors/PWP)」

プラスチック廃棄物をリサイクルまたはエネルギー回収(廃棄物発電、共同処理、廃プラスチック油化等)に供する事業体をいう。プラスチック廃棄物を新たなプラスチック製造のための原料化学物質に転換する場合はリサイクルとして扱われる。プラスチック廃棄物の産業用堆肥化も含まれる(2016年規則第2条(qb))。

⑧ 「地方自治体(Local Body)」

市町村役場などの都市の地方自治体(Nagar Nigam)、市議会(Nagar Palika)、町村議会(Nagar Panchayat)その他、関係法令に基づきプラスチック廃棄物管理を委任された村落レベルの機関(Gram Panchayat)を含む都市地方自治体をいう(2016年規則第3条(w))。地方自治体は、直接または認可された機関若しくは生産者を通じて、プラスチック廃棄物の分別、回収、保管、輸送、処理および処分のためのインフラを整備・維持する責任を負う。

---

<sup>2</sup> 「プラスチック」とは、ポリエチレンテレフタレート (PET)、高密度ポリエチレン (HDPE)、ビニル、低密度ポリエチレン (LDPE)、ポリプロピレン (PP)、ポリスチレン (PS)、アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン (ABS) 等を含む1種または複数の高分子化合物を主要成分として含有する材料をいう(規則3条(o))。

⑨ 「プラスチック包装(Plastic Packaging)」

製品を保護、保存、保管または輸送する目的で使用される、プラスチック製のあらゆる包装材料をいう(2016年規則第3条(oa))。

⑩ 「キャリーバッグ(Carry Bags)」

物品の運搬または輸送に用いられ、独立した運搬機能を有する、プラスチックまたは堆肥化可能プラスチック材料製の袋をいう(EPRガイドライン5.1(II)区分)。密封製品包装の不可欠な一部を構成する袋は含まれない(2016年規則第3条(c))。

⑪ 「多層包装(Multi-layered Packaging/MLP)」

紙、段ボール、ポリマー、金属蒸着層、アルミ箔等、異なる材料からなる二層以上の層を、ラミネートまたは共押出しにより組み合わせた包装材料であって、少なくとも一層がプラスチックであるものをいう(2016年規則第3条(n))。

⑫ 「プラスチックシート(Plastic Sheet)」

プラスチック材料から成るシートをいう(2016年規則第3条(p))。

⑬ 「プラスチック廃棄物(Plastic Waste)」

使用後または本来の用途が終了した後に廃棄されるあらゆるプラスチックをいう(2016年規則第3条(q))。

⑭ 「生分解性プラスチック(Biodegradable Plastics)」

陸上または水中の環境条件下において生物学的過程により分解され、マイクロプラスチック、可視または識別可能な残留物、または環境に悪影響を及ぼす有毒残渣を残さないプラスチックをいう(2016年規則第2条(ac))。

⑮ 「堆肥化可能プラスチック(Compostable Plastics)」

従来型の石油由来プラスチック以外で、堆肥化過程において自然な生物学的プロセスにより、二酸化炭素、水、無機化合物およびバイオマスに分解され、他の堆肥化可能材料と同等の速度で分解し、可視的、識別可能または有毒な残留物を残さないプラスチックをいう(2016年規則第3条(e))。

⑯ 「不織布プラスチック袋(Non-woven Plastic Bag)」

絡み合ったプラスチック繊維またはフィラメント(穿孔プラスチックフィルムを含む)から成る、プラスチックシートまたはウェブ構造布から製造され、機械的、熱的または化学的手法により結合された袋をいう。「不織布」とは、織製または編製によらず、プラスチック繊維、熔融プラスチックまたはプラスチックフィルムから直接製造された平坦またはパイル状の多孔質シートをいう。これらの袋は、小売店、スーパーマーケット、衣料品ブランド等で一般的に使用され、布製袋に類似する外観を有する(2016年規則第2条(na))。

(イ) 外国人、外国法人およびそのインド子会社への適用

2016年規則は、上記(ア)に定義される区分に該当し、かつインド国内に所在するまたは

インドにおいて事業活動を行うすべての個人および事業体(外国人および外国法人を含む)に適用される。ただし、外国の親会社または関連会社が、子会社または駐在員事務所を通じてインドに拠点を有するのみであり、2016年規則に定める適用対象区分のいずれにも該当しない場合には、当該外国親会社等には2016年規則は適用されない。

#### 4. プラスチック規制に関する主要規定

##### (ア) 廃棄物排出者の義務

2016年規則は、プラスチック廃棄物の分別、回収および処分に関して、廃棄物排出者に対し特定の義務を課している。廃棄物排出者は、以下を行わなければならない(2016年規則第8条1項)。

- ① 発生源において廃棄物を分別すること。
- ② 分別されたプラスチック廃棄物を、地方自治体、または登録された廃棄物回収業者、リサイクラー若しくはPWPに引き渡すこと。
- ③ 関係地方自治体が定める使用料または手数料を支払うこと。

同様に、商業施設またはイベント主催者であって、プラスチックまたは多層包装による食品・飲料提供を含む活動を行い、プラスチック廃棄物を発生させる者(屋外イベントを含む)は、2016年規則に従い、当該廃棄物の適切な分別および処分を確保しなければならない(2016年規則第8条2項)。

##### (イ) 原材料、基準、厚さおよび表示・ラベリング要件

###### ① プラスチックに関する基準および厚さ要件

キャリーバッグ、プラスチックシート、プラスチックシート製カバーまたは多層包装の製造、輸入、保管、流通、販売または使用に従事する者は、以下の仕様を遵守しなければならない(2016年規則第4条1項)。

- (a) キャリーバッグおよびプラスチック包装は、無着色(自然色)であるか、または着色されている場合には、「食品、医薬品および飲料水と接触するプラスチックに使用可能な顔料および着色剤一覧」(インド規格 IS 9833:1981)に適合する顔料および着色剤のみを使用しなければならない(2016年規則第4条1項(a))。
- (b) 再生プラスチック製のキャリーバッグまたは製品は、2006年食品安全基準・規制法(Food Safety and Standards Act, 2006)に基づき、インド食品安全基準庁(Food Safety and Standards Authority of India、以下「FSSAI」)が適切な基準および規制を通知することを条件として、即食または即飲用食品の保管、運搬、提供または包装に使用することができる(2016年規則第4条1項(b))。
- (c) 新品または再生プラスチック製キャリーバッグの厚さについては、以下の基準が適用される。

- 2021年9月30日以降：75ミクロン以上
- 2022年12月31日以降：120ミクロン以上

(2016年規則第4条1項(c))

(d) 包装に使用されるプラスチックシートまたはプラスチックシート製カバー(多層包装の不可欠な一部を構成するものを除く)は、製品機能を損なうとして中央政府が別途指定しない限り、50ミクロン以上の厚さを有しなければならない(2016年規則第4条1項(d))。

(e) 製造業者は、2016年規則に基づき登録されていない生産者または販売業者に対し、プラスチック原材料を販売、供給またはその他の方法で提供してはならない(2016年規則第4条(e))。

(f) 不織布プラスチック製キャリーバッグは、2021年9月30日以降、60g/m<sup>2</sup>以上の厚さを有しなければならない(2016年規則第4条(f))。

(g) プラスチック廃棄物のリサイクルは、随時改訂されるインド規格 IS 14534:1998「プラスチックのリサイクルに関するガイドライン(Guidelines for Recycling of Plastics)」に適合しなければならない(2016年規則第4条(g))。

### ② 堆肥化可能プラスチックおよび生分解性プラスチック

堆肥化可能または生分解性プラスチック製のキャリーバッグおよび製品は、インド規格 IS/ISO 17088:2021「堆肥化可能プラスチックの仕様(Specification for Compostable Plastics)」に適合することを条件として、2016年規則に定める厚さ要件の適用を免除される(2016年規則第4条1項(h))。堆肥化可能または生分解性プラスチック製キャリーバッグの製造業者および販売業者は、市場投入または販売に先立ち、CPCB から認証を取得しなければならない(2016年規則第4条1項(ha))。堆肥化可能プラスチックは IS/ISO 17088:2021 基準に適合しなればならず、生分解性プラスチックはインド規格局(BIS)が通知した基準に適合し、CPCB の認証を取得しなければならない。(2016年規則第10条)

### ③ 表示およびラベリング要件

すべてのプラスチック包装について明確な識別およびトレーサビリティが必要とされる。(2016年規則第11条)剛性プラスチック包装および多層フレキシブルプラスチック包装(パウチおよびサシェを含む)は、2024年7月1日以降、生産者等の名称およびCPCB登録番号<sup>3</sup>を表示しなければならない。単層フレキシブルプラスチック包装(単層サシェ、パウチ、プラスチックシート等)およびキャリーバッグについては、生産者等の名称およびCPCB登録番号に加え、包装の厚さを表示しなければならない。

2025年1月1日以降、生産者等は、堆肥化可能プラスチック製のプラスチックシート、

<sup>3</sup> 「登録」とは、場合に応じて、SPCB または PCC への登録をいう (2016年規則3条(u))。

包装またはキャリーバッグに対して、当該製品に関し発行された CPCB 認証番号を表示しなければならない。同様に、生分解性プラスチックについても、2016 年規則第 10 条 5 項<sup>4</sup>に基づき発行された CPCB 認証番号を表示しなければならない。包装商品、すなわち、2011 年定計量法 (Legal Metrology (Packaged Commodities) Rules, 2011) 第 26 条の適用を受ける包装、または技術的に表示が不可能な場合(BIS 表示指針の対象となる特定電子製品等)には、本表示要件は適用されない。ただし、この場合には CPCB の承認が必要であり、必要情報は複数の小売単位をまとめる外装包装に表示しなければならない(2016 年規則第 11 条(d))。

2025 年 7 月 1 日以降、生産者等は、包装への直接表示に代えて、バーコードまたは QR コード、製品情報パンフレット、または法令に基づき発行された固有番号により情報提供することができる。ただし、CPCB への通知が必要であり、CPCB は当該選択を行った事業者の一覧を四半期ごとに公表する(2016 年規則第 11 条 1-A)。

再生プラスチック製包装は、再生プラスチック使用 — 再生プラスチック含有率 \_\_% (Recycled - having \_\_% recycled plastic)と明確に表示しなければならず、また、IS 14534:2023(プラスチック廃棄物の回収および再生ガイドライン(Plastics - Recovery and Recycling of Plastics Waste Guidelines)) への適合が必要で、さらに、以下に示すマークを表示しなければならない(規則 11(1-A))。



上記のリサイクル表示に記載されている略語の意味は、以下のとおりである。

- PET : ポリエチレンテレフタレート(Polyethylene Terephthalate)
- HDPE : 高密度ポリエチレン(High-Density Polyethylene)
- V : ポリ塩化ビニル(Polyvinyl Chloride, PVC)
- LDPE : 低密度ポリエチレン(Low-Density Polyethylene)
- PP : ポリプロピレン(Polypropylene)
- PS : ポリスチレン(Polystyrene)

---

<sup>4</sup> 生分解性プラスチックから製造された各プラスチック包装または製品には、「[一日数を記載] 日で生分解可能 (ただし [土壌、埋立地、水域等、対象環境を記載] においてのみ)」との表示を付さなければならない。

- Other : Acrylonitrile Butadiene Styrene(アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン、ABS)、Polyphenylene Oxide(ポリフェニレンオキサイド、PPO)、Polycarbonate(ポリカーボネート、PC)、Polybutylene Terephthalate(ポリブチレンテレフタレート、PBT)およびこれらに類する複合材料など、その他すべての樹脂および多素材を指す。

堆肥化可能プラスチックから製造された各プラスチック包装または製品には、産業用堆肥化条件下でのみ堆肥化可能(Compostable only under industrial composting)との表示を付さなければならず、また、IS/ISO 17088:2021(堆肥化可能プラスチックの仕様(Specifications for Compostable Plastics))に適合しなければならない(2016年規則第11条3項)。

生分解性プラスチックから製造された各プラスチック包装または製品には、\_\_日で、生分解は土壌/埋立地/水中においてのみ可能(Biodegradable in \_\_ days only in soil/landfill/water)等の生分解に要する期間および生分解が行われる環境を明示しなければならない(2016年規則第11条4項)。

印刷が技術的に不可能な場合、または計量規則(Metrology Rules)が当該包装を規律する場合には、限定的な免除が適用されるが、この場合には、CPCBの承認が必要であり、要求される情報は、複数の小売単位を収納する外装包装に表示されなければならない。

#### (ウ) 特定種類のプラスチックの使用禁止

2022年7月1日より、ポリスチレンおよび発泡ポリスチレンを含む特定の使い捨てプラスチック製品の製造、輸入、在庫保有、流通、販売および使用は禁止されている(2016年規則第4条2項)。本禁止には、プラスチック製の使い捨て食器および提供/包装用品のより広範な品目群、すなわち、プラスチック製の皿、カップ、コップ、カトラリー(フォーク、スプーン、ナイフ)、ストロー、トレイ、ならびに特定の包装または被覆用フィルム(菓子箱、招待状、たばこ箱の包装用等)が含まれる。100マイクロメートル未満のプラスチック/PVC製バナーおよびプラスチック製マドラーも同様に禁止される。ただし、本禁止は、堆肥化可能プラスチックまたは生分解性プラスチック製の製品には適用されない。本規定は、2022年2月1日付CPCB通達にも反映されており、同通達に基づき、CPCBは中央間接税・関税委員会(Central Board of Indirect Taxes and Customs、以下「税関」)に対し、2016年規則に違反する使い捨てプラスチック製品を直ちに差押えるよう指示している。したがって、輸入業者および取引業者は、遵守を確保するため十分な注意を払わなければならない。さらに、リサイクル不能、エネルギー回収不能、または代替用途を有しないMLPの製造および使用は、2018年改正プラスチック廃棄物管理2016年規則の施行日から2年以内に段階的に廃止されることとなった(2016年規則第9条3項)。

#### (エ) 生産者、製造業者、輸入業者およびブランドオーナーに課されるその他の義務

禁無断転載 Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

前記 4(ア)から(ウ)に定める義務に加え、生産者等<sup>5</sup>はプラスチック包装に関する EPR 義務を、EPR ガイドラインに従って履行しなければならない。

EPR ガイドラインの概要および主要義務については、別紙 2 に概要を示す。

#### (オ) プラスチック包装廃棄物回収システムの構築

EPR ガイドラインに基づき、生産者等はプラスチック包装廃棄物について、製造段階および消費者により使用された後の段階の双方を対象とする回収システムを構築し、プラスチック包装材料の効果的な回収およびリサイクルを確保しなければならない。

#### (カ) 登録要件

2016 年規則に基づき、以下の者は、EPR ガイドラインに従い、CPCB が運営するオンラインポータルを通じて登録を取得しなければならない。

- ① 生産者
- ② 製造業者
- ③ 輸入業者
- ④ ブランドオーナー
- ⑤ キャリーバッグ、再生可能プラスチック袋、多層包装またはプラスチック原材料の製造に従事するその他の者
- ⑥ プラスチック原材料またはプラスチック包装製造用中間材料を生産者に販売する者
- ⑦ プラスチック廃棄物の処理、リサイクルまたは再利用に従事する者

登録は以下のとおり取得される。

(a) 一または二の州若しくは連邦直轄領において事業を行う場合：関係 SPCB または公害管理委員会(Pollution Control Committees、以下「PCC」)から登録を取得する。

(b) 二を超える州または連邦直轄領において事業を行う場合：CPCB から直接登録を取得する。完全な申請書が提出された後、当該事業体がプラスチック廃棄物を管理するための十分な施設および能力を有することが確認されれば、登録が付与される。登録は、EPR ガイドラインに基づく EPR 義務の遵守を条件とする。30 日以内に決定がなされない場合、当該事業体は登録されたものとみなされる。登録は、申請者に対する聴聞の機会を付与することなく、取消し、停止または無効とすることはできない。2021 年 12 月 1 日付で、CPCB は税関に対し、プラスチック製キャリーバッグ、多層包装、プラスチックシートまたは類似製品の輸入業者について、貨物通関時に EPR 登録の確認を行うための必要な指

---

<sup>5</sup> EPR ガイドラインによれば、「ブランド所有者」には、インド中小零細企業省 (Ministry of Micro, Small and Medium Enterprises) が定める基準に基づきマイクロ企業に分類される企業を除き、オンラインプラットフォーム、マーケットプレイス、スーパーマーケットおよび小売チェーンも含まれる。

示を発出するよう要請する書簡<sup>6</sup>を発出した。さらに、2023年3月24日付のCPCB書簡<sup>7</sup>により税関に対し、最終承認待ちの間であっても、中央EPRポータル上で登録申請を行ったことを証明する書類に基づき、プラスチック包装またはプラスチック包装製品の輸入貨物の通関を認めるよう指示した。これは、通関遅延を回避し、輸入業者の事業運営を円滑にすることを目的としている。その後、CPCBは、中央EPRポータルに基づく有効な登録がある場合には、プラスチック包装の輸入貨物の通関を認めるよう、さらに通達<sup>8</sup>を発出した。同通達は、第6次改正2016年規則および2023年8月28日付CPCB通知を踏まえ、生産者等に付与される登録は更新を要しない一度限りの登録であり、既存の登録証明書は通関において有効なものとして取り扱われることを明確化している。

#### (キ) 記録保存義務

すべての生産者は、キャリーバッグ、プラスチックシート、プラスチックシート製カバーまたは多層包装の製造に使用されるプラスチック材料を供給するすべての個人または事業体に関する詳細な記録を保持しなければならない(2016年規則第9条6項)。

#### (ク) EPRガイドラインに基づくプラスチック廃棄物回収目標、廃棄物削減行動計画および報告義務

EPRガイドラインに基づき、以下の者は、プラスチック廃棄物の回収、リサイクルおよび再利用に関する所定の目標の対象となる(EPRガイドライン4)。

- ① プラスチック包装の生産者<sup>9</sup>
- ② 輸入プラスチック包装またはプラスチック包装製品を取り扱う輸入業者
- ③ ブランドオーナー(一定の免除対象を除く<sup>10</sup>)
- ④ プラスチック原材料の製造業者および輸入業者
- ⑤ 堆肥化可能または生分解性プラスチック製品の製造業者

これらの目標に関する詳細な規定は、EPRガイドライン7に定められている。ガイドラインはまた、余剰達成分に係るクレジット取引を認めており、規定された回収またはリサイクル目標を超過達成した事業体は、その超過分のクレジットを、義務を負う他の事業体に譲渡することができる(ガイドライン8.3)。さらに、生産者等はプラスチック廃棄物削減の

---

<sup>6</sup> 通知書 No. B-17011/7/UPC-II-PWM (MLP) /2021

<sup>7</sup> 通知書 CP-20/94/2021-UPC-II-HO-CPCB-HO

<sup>8</sup> 2024年5月13日付、通知書 F.No. CP-20/10/2024-UPC-II-HO-CPCB-HO

<sup>9</sup> 2006年中小零細企業振興法(Micro, Small and Medium Enterprises Development Act, 2006)に基づき定義されるマイクロ企業および小規模企業を除く。

<sup>10</sup> 2006年中小零細企業振興法(Micro, Small and Medium Enterprises Development Act, 2006)に基づき定義されるマイクロ企業および小規模企業を除く。

ための行動計画を策定し(ガイドライン 10.2)、回収および処理の実績に関する年次報告書を、CPCB、SPCB または PCC に対し、所定の様式で提出しなければならない(ガイドライン 10.6)。

報告対象情報には、以下が含まれる。

- ① プラスチック包装における再生材または再利用可能材の使用に関するデータ(ガイドライン 10.6)
- ② ブランドオーナーの場合：生産者および輸入業者から購入したプラスチック包装の数量(ガイドライン 10.3)
- ③ 生産者および輸入業者の場合：ブランドオーナーに供給したプラスチック包装の数量(ガイドライン 10.4)

#### (ケ) その他の遵守事項

堆肥化可能または生分解性プラスチック製品の製造業者は、市場に投入した当該製品の数量およびプレ・コンシューマー廃棄物の発生量を CPCB に報告しなければならない(2016 年規則第 4 条 3A)。

プラスチック原材料の製造業者および輸入業者は、登録された生産者または販売業者にのみ原材料を販売し、請求書に購入者の登録番号を記載しなければならない。また、使い捨てプラスチック禁止品目を製造する事業者に対して原材料を供給してはならない。すべての原材料包装には、禁止用途に使用できない旨の注意表示を付さなければならない。四半期ごとの報告書を CPCB および関係 SPCB/PCC に提出しなければならない(2016 年規則第 17 条)。

## 5. 不遵守に対する罰則および執行

### (ア) 1986 年環境(保護)法に基づく罰則規定

2016 年規則への違反は、1986 年環境(保護)法の定める罰則規定の適用対象となる。本法または本法に基づき制定された規則の規定に違反した者は、以下のいずれかまたは双方の処罰を受ける。

- ① 最長 5 年の拘禁刑
- ② 最大 10 万インドルピーの罰金
- ③ 拘禁刑および罰金の併科

有罪判決後も違反が継続する場合には、違反が継続する各日につき、1 日当たり 5,000 インドルピーの追加罰金が科され得る(1986 年環境(保護)法第 15 条第 1 項)。

さらに、有罪判決日から 1 年以上違反が継続した場合には、最長 7 年の拘禁刑に処される(1986 年環境(保護)法第 15 条第 2 項)。企業による違反の場合、違反時において当該企業の

業務運営を管理し、かつ責任を負っていたすべての者は、当該違反について有罪とみなされ、起訴および処罰の対象となる(1986年環境(保護)法第16条第1項)。

#### (イ) CPCB ガイドラインに基づく基準

環境補償金(Environmental Compensation)ガイドラインは、2016年規則違反の場合に適用される各種基準および罰則基準を定めている。

EPR ガイドラインおよび2016年規則の各規定違反に対して課される罰則の詳細は、別紙3に示す。さらに、環境補償金ガイドラインは、以下の場合において、CPCB またはSPCB が違反施設の閉鎖を命ずることができる旨を定めている。

- ① 罰金が6か月を超えて未払いの場合(表4(4))
- ② 同一事業体による違反が4回以上認められた場合(表5(4))

#### (ウ) EPR ガイドラインに基づく罰則規定

生産者等が、プラスチック廃棄物の回収およびリサイクルに関する所定の目標を達成できなかった場合、罰則として環境補償金の支払いが義務付けられる(EPR ガイドライン第9.1項)。ただし、3年間の期間に限り、各年度におけるEPR目標の未達分を翌年度以降に繰り越すことが認められ、当該事業体が、翌年度において当年度分および繰越分の双方の目標を達成した場合は、既に納付した環境補償金の一部返還を求めることができるが、目標未達が3年を超えて継続した場合、納付された環境補償金の全額が没収される(ガイドライン第9.5項)。また、生産者等がEPR義務を履行しなかった場合、SPCB またはPCC は、当該不遵守事業体の名称を公表する権限を有する(EPR ガイドライン第13.2項)。

#### (エ) その他の規定

中央政府は、本法または本法に基づく2016年規則第の違反を防止または是正するため、指示を発出する権限を有する。(1986年環境(保護)法第5条)これには、産業または事業の閉鎖、禁止または規制を命ずる権限、ならびに電力、水その他の必須サービスの供給を停止または制限する権限が含まれる(CPCB ガイドライン第3条(d))。

#### (オ) 2016年規則に関連する最近の通知

2022年2月1日、CPCB は税関宛に通達を発出し、2022年7月1日以降、2016年規則に定める基準に適合しない包装材料は通関を認めず、直ちに差押えるよう指示した。その後、2022年6月22日、税関は、税関長官および各税関長宛に通達を発出し、すべての税関職員に対し、2016年規則の主要規定、特にキャリーバッグの最低厚さ要件および特定使い捨てプラスチック製品の禁止規定について十分に周知徹底するよう指示した。

近年、CPCB、SPCB およびPCC は、2016年規則およびEPR制度に基づく執行を大

幅に強化している。特に 2023 年、2024 年および 2025 年初頭にかけて、偽造または不適  
合な **EPR 証明書**が多数発見されたことを受け、**PWP** に対する厳格な監査および精査を求  
める複数の指示が発出された。これらの監査により、実際の処理能力を欠く事業者、**GST**  
電子インボイスを提出していない事業者、虚偽の書類を提出した事業者、または認可さ  
れた業務範囲を大幅に超える証明書を発行した事業者の事例が確認された。これを受け、  
当局は、環境補償金の賦課、登録または同意の停止、事業閉鎖措置の開始、さらには十分  
な検証を行わずに登録を承認した当局者に対する懲戒処分の勧告まで行っている。このよ  
うな規制当局による監視強化を踏まえ、生産者等は、**PWP** を選定するにあたり十分な注  
意を払う必要がある。生産者等の **EPR 遵守**は、**PWP** が発行する証明書の有効性に直接依  
存しており、無効な証明書が用いられた場合、生産者等自身が環境補償金の賦課、不遵守  
認定および規制リスクに直面する可能性がある。2023 年 7 月、**CPCB** は、中央 **EPR** ポー  
タル上での必須登録を取得せずにプラスチック包装に関する事業活動および取引を行って  
いた未登録のブランドオーナーに対し、理由説明通知書(**Show Cause Notice**)を発出し  
た。同通知書は、10 日以内に回答を提出しない場合、事業閉鎖および環境補償金の賦課を  
含む措置が講じられる可能性がある旨を警告している。さらに、**CPCB** は、2024 年 3 月  
14 日付改正 2016 年規則第 3 条に基づき、プラスチック原材料の製造業者および輸入業者、零  
細・小規模生産者ならびにプラスチック原材料販売業者に対し、中央 **EPR** ポータルへの  
登録を求める通知を発出した。同通知は、未登録の場合には 2016 年規則に基づく措置が  
取られることを警告している。

## 6. ケーススタディ

### 【事例 1】

インド法人である **A 社**は、日本法人である **B 社**からプラスチック包装された製品を輸入  
し、同一のプラスチック包装のままインド国内の顧客に販売している。  
**A 社**、**B 社**および **A 社**のインド国内顧客は、いかなる規制を遵守する必要があり、不遵守  
の場合、どのような制裁を受け得るか。

### 【回答】

**ケース (I) : 日本法人 B 社のブランド名の下で、インド国内において製品が販売され  
る場合**

#### **インド法人 A 社 (輸入者兼販売者) の義務**

**A 社**は、プラスチック包装された製品をインド国内に輸入し販売する事業者であるこ  
とから、2016 年規則第 3 条(k)に定める「輸入者」に該当する。同規則第 9 条第 1 項お  
よび別表 II に基づき、プラスチック包装をインド市場に投入するすべての輸入者は、  
**CPCB** の **EPR** ポータルにおける登録を取得し、当該登録に付随する条件を遵守しなけ

ればならない。さらに、本規則第 9 条第 1 項および別表 II に基づき、A 社は、自らが輸入するプラスチック包装について、拡大生産者責任（EPR）に関する義務を履行する必要があり、これには、所定の回収量、リサイクル量および最終処理に関する目標の達成、記録の作成・保存、ならびに CPCB ポータルを通じた定期報告および年次報告の提出が含まれる。

また、A 社は、当該プラスチック包装が 2016 年規則第 11 条に定める表示およびマーキング要件に適合していること、ならびに同規則第 4 条第 2 項に基づき発出された通知に違反する禁止対象の使い捨てプラスチック製品が輸入または販売されていないことを確保しなければならない。A 社が上記の義務を履行しない場合には、EPR ガイドラインおよび CPCB の執行枠組みに基づき、未登録、虚偽または不十分な報告、EPR 目標の未達成等を理由として、環境補償金が課される可能性がある。さらに、2016 年規則への違反は、1986 年環境（保護）法に基づき発出された指示への違反を構成することから、同法第 15 条に基づき、5 年以下の懲役および／または 10 万ルピー以下の罰金の対象となり得るほか、有罪判決後も違反が継続する場合には、当該違反が継続する限り、一日につき 5,000 ルピーの継続罰金が科される可能性がある。

#### **日本法人 B 社（ブランド所有者）の義務**

インドに輸入された製品が B 社のブランド名の下で販売される場合、B 社は、インド市場に投入されるプラスチック包装に当該ブランドが使用されている主体であることから、2016 年規則第 3 条(b)に定義される「ブランド所有者」に該当する。同規則第 9 条第 1 項および別表 II に基づき、ブランド所有者は、当該製品に係るプラスチック包装について、拡大生産者責任（EPR）に関する要件を独立して遵守する義務を負う。B 社は外国法人であるものの、2016 年規則に基づく EPR 上の義務は、「ブランド所有者」という地位に着目して課される法定義務である。もっとも、規制当局との協議結果を踏まえると、理論上は、インド市場に製品を投入する外国ブランド所有者にも同規則が適用され得る一方で、実務上の執行は、インド国内において法的・事業的拠点を有する事業者、特にプラスチック包装をインド市場に投入する輸入者または販売者に対して行われるのが通常である。実際には、本件における輸入者のようなインド側の取引当事者に対し、2016 年規則第 9 条および別表 II に基づく義務、すなわち EPR 登録、目標達成および、該当する場合には環境補償金の支払い（同規則第 18 条にも規定）を含む遵守状況の立証が求められている。インド国内に事業拠点または資産を有しない外国法人が、単独で執行対象とされる例は一般的ではなく、実務上は、規制当局による執行はインド法人を通じて行われるという運用が採られている。

#### **A 社のインド国内顧客の義務**

A 社から包装済み製品を購入するインド国内の顧客は、2016 年規則第 3 条(y)に定義

される「廃棄物排出者」に該当する。同規則第 8 条および **EPR** ガイドライン 1.2 に基づき、廃棄物排出者は、プラスチック廃棄物を発生源において分別し、投棄を行わず、認可された地方自治体または廃棄物回収機関に当該プラスチック廃棄物を引き渡さなければならない。

これらの義務に違反した場合には、地方自治体により罰金が科される可能性があるほか、法定の指示への違反として、1986 年環境（保護）法に基づく措置の対象となる可能性がある。

## ケース（Ⅱ）：A 社（インド法人）のブランド名の下で、インド国内において製品が販売される場合

### A 社（輸入者兼ブランド所有者）の義務

本ケースにおいて、A 社は、2016 年規則第 3 条(k)に定義される「輸入者」に該当するとともに、同規則第 3 条(b)に定義される「ブランド所有者」にも該当する。したがって、2016 年規則第 9 条第 1 項および別表 II に基づき、A 社は、自社ブランドの下でインド国内において販売される輸入製品に使用されるプラスチック包装について、**EPR** 上の責任を全面的に負う。A 社は、**CPCB** ポータルにおける有効な **EPR** 登録を取得し、かつこれを維持するとともに、リサイクルおよび最終処理に関する年次 **EPR** 目標の達成を確保しなければならない。また、該当する場合には、登録された **PWP** から **EPR** 証明書を取得し、所定の報告書および開示書類を提出しなければならない。さらに、A 社は、2016 年規則第 11 条に定める表示要件を遵守し、ならびに同規則第 4 条第 2 項に違反して禁止対象の使い捨てプラスチック製品を輸入し、または市場に投入しないことを確保しなければならない。

これらの義務を遵守しない場合には、環境補償金の賦課、**EPR** 登録の停止または取消し、ならびに違反行為が継続する場合の懲役刑および罰金刑を含む、1986 年環境（保護）法第 15 条に基づく罰則の適用を受ける可能性がある。

### B 社（日本法人・製造者／輸出者）の義務

本ケースにおいて、B 社は外国の製造者および輸出者としてのみ機能しており、2016 年規則に定める製造者、輸入者またはブランド所有者のいずれにも該当しない。したがって、B 社は、2016 年規則または **EPR** の枠組みに基づく直接の法定遵守義務を負わない。もっとも、実務上は、契約上の義務として、2016 年規則を含むインドの関連法令に適合した包装が供給されることを確保する役割を担うにとどまる場合がある。

### A 社のインド国内顧客の義務

インド国内の顧客は、2016年規則第3条(y)に定義される廃棄物排出者として引き続き取り扱われ、同規則第8条に定める分別義務、投棄禁止義務および廃棄物引渡義務の適用を受ける。これらの義務に違反した場合には、地方当局により罰則が科される可能性がある。

両ケースを通じて、2016年規則は、該当するすべての製造者、輸入者およびブランド所有者（生産者等）に対して法定義務を課しているものの、実務上の執行は、プラスチック包装された製品をインド市場に投入し、規制当局による監督および法的措置の対象となり得るインド国内事業者に重点的に向けられる傾向がある。

## 【事例2】

インド国内に所在するC社が、日本のD社からプラスチック包装された製品を輸入し、当該製品を開梱した上で新たなプラスチック包装に再包装し、インド国内の顧客に販売する場合、C社、D社およびC社のインド国内顧客は、それぞれどのような規制を遵守する必要があるか。

## 【回答】

### C社の義務

C社は、日本のD社からプラスチック包装された製品を輸入するインド法人であることから、当該製品がインドに輸入される際に用いられるプラスチック包装について、2016年規則第3条(k)に定義される「輸入者」に該当する。したがって、同規則第9条第1項および別表IIに基づき、C社はCPCBのEPRポータルにおける登録を取得し、輸入されたプラスチック包装について、所定のリサイクル目標および最終処理目標の達成、記録の作成・保存ならびに定期報告書の提出を含むEPR義務を履行しなければならない。

また、再包装された製品がC社の自社ブランドの下で販売される場合、C社は2016年規則第3条(b)に定義される「ブランド所有者」にも該当する。この場合、新たに導入されたプラスチック包装について、C社は2016年規則第9条および別表IIに基づき独立かつ全面的なEPR責任を負い、適切な区分での登録、年次EPR目標の達成、該当する場合には登録されたプラスチック廃棄物処理業者（PWP）からのEPR証明書の取得、ならびに報告・開示要件の遵守が求められる。さらに、C社は、輸入時のプラスチック包装および新たに使用するプラスチック包装の双方について、2016年規則第11条に定める表示およびラベリング要件に適合していることを確保するとともに、同規則第4条第2項に基づき発出された通知に違反して、禁止対象の使い捨てプラスチック製品が輸入、使用または販売されないことを確保しなければならない。これらの義務を遵守しな

い場合には、未登録、虚偽または不十分な報告、EPR 目標の未達成等を理由として、EPR ガイドラインに基づく環境補償金が課される可能性があるほか、EPR 登録の停止または取消しの対象となる可能性がある。さらに、2016 年規則への違反は、1986 年環境（保護）法第 15 条に基づく罰則の適用対象となり、違反が継続する場合の罰金および懲役刑を含む処罰が科され得る。

#### **D 社（日本法人・製造者／輸出者）の義務**

日本に所在する D 社は、プラスチック包装された製品を C 社に供給しているものの、当該包装は、インド国内で販売される前に C 社によって開梱・再包装されるため、インド市場に投入されるものではない。このような状況において、C 社は、2016 年規則に定める製造者、輸入者またはブランド所有者のいずれにも該当せず、したがって、インドの EPR 制度に基づく直接の法定遵守義務を負わない。もっとも、実務上および契約上の観点からは、D 社の関与が無関係となるわけではない。すなわち、輸入時に用いられる包装が、禁止対象の使い捨てプラスチックに該当し、またはインドの輸入規制に違反するものである場合には、輸入段階において C 社が規制当局による執行措置の対象となる可能性がある。規制当局との協議結果を踏まえると、インド国内に拠点を有しない外国法人が、単独で執行対象とされる例は通常なく、2016 年規則に基づく実務上の執行は、プラスチック包装を輸入またはインド市場に投入するインド法人、すなわち本件では C 社に対して行われるのが一般的である。

#### **C 社のインド国内顧客の義務**

C 社のインド国内顧客は、個人消費者であるか事業者であるかを問わず、再包装された製品とともに受領するプラスチック包装に関し、2016 年規則第 3 条(y)に定義される「廃棄物排出者」に該当する。2016 年規則第 8 条に基づき、当該廃棄物排出者は、プラスチック廃棄物を発生源において分別し、投棄を行わず、認可された地方自治体または廃棄物回収機関にプラスチック廃棄物を引き渡さなければならない。事業者または機関顧客の場合には、製品を開梱した時点で、当該義務は当該顧客の施設内において適用される。これらの義務に違反した場合には、地方自治体により罰金が科される可能性があるほか、法定の指示への違反として、1986 年環境（保護）法に基づく執行措置の対象となる可能性がある。この再包装モデルにおいては、C 社が、プラスチック包装された製品をインドに輸入するとともに、新たなプラスチック包装をインド市場に投入する主体であることから、2016 年規則に基づく主要な規制対象事業者となる。その結果、C は、輸入者として輸入時の包装に関する EPR 責任を負うとともに、該当する場合には、ブランド所有者として新たに導入された包装に関する別個の EPR 責任も負うこととなる。他方、D 社はインド法上の直接の遵守義務を負わず、C 社の顧客に課される義務は、廃棄物排出者としての義務に限定される。実務上、規制当局による執行は、インド市場に投

入されるプラスチック包装を管理し、これに責任を負うインド法人である C 社に重点的に向けられる。

### 【事例 3】

インドに所在する E 社は、2016 年規則の適用対象とならない製品を製造している。ただし、インド国内の顧客に当該製品を販売する際、F 社が製造するプラスチック包装材（2016 年規則の適用対象に該当するもの）を使用している。この場合、E 社および F 社は、それぞれどのような規制を遵守する必要があるか。

### 【回答】

#### **E 社（プラスチック包装を使用するインド法人の製造者・販売者）の義務**

E 社は、その製品自体は 2016 年規則の適用対象ではないものの、プラスチック包装を用いてインド国内で自社製品を販売していることから、同規則第 3 条(b)に定義される「ブランド所有者」に該当する。基礎となる製品が規制対象であるか否かにかかわらず、プラスチック包装をインド市場に投入する行為自体が、本規則の枠組みに基づく遵守義務を生じさせる。したがって、2016 年規則第 9 条第 4 項および別表 II に基づき、E 社は、ブランド所有者として CPCB の EPR ポータルに登録を行い、使用するプラスチック包装について EPR 義務を履行しなければならない。これらの義務には、所定の回収目標、リサイクル目標および最終処理目標の達成、記録の作成・保存、ならびに所定の様式による定期報告書および年次報告書の提出が含まれる。また、E 社は、使用するプラスチック包装が 2016 年規則第 11 条に定める表示およびラベリング要件に適合していること、ならびに同規則第 4 条第 2 項に基づき発出された通知に違反して、禁止対象の使い捨てプラスチック製品が使用され、または市場に投入されないことを確保しなければならない。これらの義務に違反した場合には、EPR ガイドラインに基づく環境補償金の賦課、EPR 登録の停止または取消し、ならびに 1986 年環境（保護）法第 15 条に基づく罰則（違反が継続する場合の罰金および懲役刑を含む）の適用を受ける可能性がある。

#### **F 社（プラスチック包装材の製造者）の義務**

F 社は、E 社に供給されるプラスチック包装材を製造している。プラスチック包装を製造していることにより、F 社は 2016 年規則第 3 条(s)に定義される「製造者」に該当する。2016 年規則第 9 条第 4 項および別表 II に基づき、F 社は CPCB ポータルにおける EPR 登録を取得し、プラスチック包装の製造者として適用される EPR 義務を履行しなければならない。F 社の義務には、自ら製造するプラスチック包装材が EPR 制度の枠組みにおいて適切に把握・管理されることを確保すること、所定のリサイクル目標および最終処理目標を（直接または認可されたプラスチック廃棄物処理業者（PWP）を通じ

て) 達成すること、記録を作成・保存すること、ならびに必要な報告書を提出することが含まれる。また、F社は、2016年規則第4条第2項に基づく禁止対象の使い捨てプラスチックに関する制限およびプラスチック包装に適用される各種基準を含め、材料に関する要件についても遵守しなければならない。F社がこれらの要件を遵守しない場合には、環境補償金の賦課、登録の停止または取消し、ならびに1986年環境(保護)法第15条に基づく罰則の適用を受ける可能性がある。

本ケースにおいては、E社およびF社の双方が、2016年規則に基づき、それぞれ異なる立場で独立して規制対象となる。E社の義務は、製品の性質に起因するものではなく、プラスチック包装をインド市場に投入するブランド所有者としての立場に基づくものである一方、F社の義務は、プラスチック包装材の製造者としての立場に基づくものである。実務上、インド当局は役割に応じて遵守状況を判断しており、一方当事者が遵守していること(例えば、F社が製造者としてEPR登録を取得していること)は、他方当事者(E社)によるブランド所有者としての独立したEPR義務を免除するものではない。基礎となる製品が2016年規則の規制対象でない場合であっても、プラスチック包装を使用することにより、当該取引はプラスチック廃棄物管理およびEPR制度の適用対象となる。このような場合、包装を使用するブランド所有者と、当該包装を製造する事業者は、それぞれ別個かつ並行して法定義務を負うこととなり、規制当局による執行リスクを低減するためには、両者による遵守が確保されなければならない。

#### または【事例 4】

##### ケース(I)

G社は、日本法人であるH社のインド現地法人(インドで設立された子会社)である。H社はインド国外で製品を製造し、プラスチック包装された状態でG社に輸出している。当該製品は、開梱、変更または再包装を行うことなく、そのままインド国内で販売される。G社は、当該製品をインド法人であるI社に対してB2B取引としてのみ販売し、I社は自社の事業運営のために当該製品を使用する。当該製品はH社のブランド名の下でインド国内において販売され、I社は当該製品を消費者に対して販売しない。外国親会社からプラスチック包装された製品をインド子会社が輸入し、外国親会社のブランド名の下でインド国内の別の事業者の販売するB2B輸入モデルにおいて、G社(インド輸入者)、H社(日本親会社/ブランド所有者)およびI社(インド国内顧客)は、それぞれどのような遵守義務を負うか。特に、G社はインド国内で当該製品を販売するという理由のみで、輸入者としての義務に加えてブランド所有者としての義務等、輸入者以外の義務を負うこととなるか。

### **G 社（インド法人・輸入者）の義務**

G 社は、プラスチック包装された製品を販売目的でインドに輸入していることから、2016 本規則第 3 条(k)に定義される「輸入者」に該当する。2016 本規則第 9 条第 4 項および別表 II に基づき、G 社は、CPCB の EPR ポータルにおける登録を取得し、インド市場に投入されるプラスチック包装について EPR 義務を履行しなければならない。これらの義務は、取引が B2B であるか否かにかかわらず、プラスチック包装をインド市場に投入する行為自体により生じる。また、G 社は、2016 本規則第 11 条に定める表示およびマーキング要件を遵守するとともに、同規則第 4 条第 2 項に違反して、禁止対象の使い捨てプラスチック製品が輸入または販売されないことを確保しなければならない。もっとも、製品が引き続き H 社のブランド名の下でインド国内において販売されている場合、G 社は、インド国内で当該製品を販売しているという理由のみで、2016 本規則第 3 条(b)に定義される「ブランド所有者」に該当するものではない。G 社自身のブランドが包装に使用されていない限り、その法定上の地位は輸入者に限定され、ブランド所有者としての独立した義務を負うことはない。

### **H 社（日本法人・親会社／ブランド所有者）の義務**

インド国内で販売される製品に H 社のブランドが表示されていることから、H 社は 2016 本規則第 3 条(b)に定義される「ブランド所有者」に該当する。したがって、2016 本規則第 9 条第 1 項および別表 II に基づき、H 社は、自社ブランド製品に関連するプラスチック包装について EPR 責任を負う。もっとも、実務上は、H 社の当該義務は、インド側輸入者である G 社が、ブランド所有者に代わって EPR 登録、報告および EPR 目標の達成を行う旨の契約上の取り決めを通じて履行されることが一般的である。規制当局との協議結果を踏まえると、インド国内に拠点を有しない外国法人に対して単独で執行措置が講じられることは通常なく、当局は、インド側輸入者に対して、2016 本規則第 9 条および別表 II に基づく遵守状況の立証を求める運用を採っている。

### **I 社（インド国内 B2B 顧客）の義務**

事業用途のために製品を購入し、これを転売しない I 社は、2016 本規則第 3 条(y)に定義される「廃棄物排出者」に該当する。2016 本規則第 8 条に基づき、I 社は、自社施設において発生するプラスチック廃棄物を分別し、投棄を行わず、認可された廃棄物回収業者または地方自治体に当該廃棄物を引き渡さなければならない。I 社は、プラスチック包装の製造者、輸入者またはブランド所有者として行為するものではないため、EPR 登録を取得する義務を負わない。

外国親会社のブランド名の下でプラスチック包装された製品が販売される B2B 輸入モデルにおいては、インド側の輸入子会社は輸入者として規制対象となり、その義務は、顧

客の属性に基づくものではなく、プラスチック包装をインド市場に投入する行為に基づいて生じる。取引が B2B であることにより、EPR 義務が軽減されることはない。

## ケース(II)

外国親会社からプラスチック包装された製品をインド子会社が輸入し、当該製品をインド国内の別の事業者販売し、さらに当該事業者が当該製品を用いて完成品を製造し、最終顧客に販売するという B2B 輸入モデルにおいて、G 社（インド輸入者）、H 社（日本親会社／ブランド所有者）および I 社（完成品の製造・販売を行うインド法人）は、それぞれどのような遵守義務を負うか。特に、I 社は、完成品を最終顧客に販売するという理由のみで、EPR 義務またはブランド所有者としての義務を負うこととなるか。

### G 社（インド法人・輸入者）の義務

G 社は、プラスチック包装された製品をインドに輸入していることから、2016 本規則第 3 条(k)に定義される「輸入者」に該当する。2016 本規則第 9 条第 4 項および別表 II に基づき、G 社は、CPCB の EPR ポータルにおける登録を取得し、インド市場に投入されるプラスチック包装について EPR 義務を履行しなければならない。これらの義務は、I 社への販売が B2B 取引であるか否かにかかわらず適用される。また、G 社は、2016 本規則第 11 条に定める表示およびマーキング要件を遵守するとともに、同規則第 4 条第 2 項に違反して、禁止対象の使い捨てプラスチック製品が輸入または販売されないことを確保しなければならない。もっとも、当該製品が引き続き H 社のブランド名の下で販売されている限り、G 社は、インド国内で販売しているという理由のみで、2016 本規則第 3 条(b)に定義される「ブランド所有者」に該当するものではない。

### H 社（日本法人・親会社／ブランド所有者）の義務

輸入製品に H 社のブランドが表示されていることから、H 社は 2016 本規則第 3 条(b)に定義される「ブランド所有者」に該当し、同規則第 9 条および別表 II に基づき、インド市場に投入される自社ブランド製品に係るプラスチック包装について、法定の EPR 遵守責任を負う。H 社はインド国内に拠点を有しない外国法人であるものの、ブランド所有者としての法定義務は存続する。もっとも、実務上は、規制当局との協議結果を踏まえ、インド当局は、G 社であるインド側輸入者を通じて遵守状況を確認・執行する運用を採っている。

### I 社（完成品を最終顧客に販売するインド法人）の義務

輸入製品を購入し、これを自社の完成品に組み込む I 社は、製造工程において当該製品のプラスチック包装を除去・廃棄しており、輸入時のプラスチック包装をインド市場に投入する主体ではない。このため、I 社は、当該輸入包装に関しては、製造者、輸入者また

はブランド所有者のいずれにも該当しない。当該輸入プラスチック包装について、I社は、2016本規則第3条(y)に定義される「廃棄物排出者」に該当し、同規則第8条に基づき、廃棄物の分別、保管および引渡しに関する義務を負う。もっとも、I社が、自社の完成品を最終顧客に販売するにあたり、独自のプラスチック包装を使用する場合には、当該包装については、I社は独立して「ブランド所有者」および／または「製造者」に該当し、2016本規則第9条および別表IIに基づくEPR義務を履行しなければならない。この義務は、輸入時のプラスチック包装に関する義務とは別個かつ独立したものである。

#### 【事例 5】

J社は、インドにおいて、プラスチックを一部または全部に使用した消費者向け製品（例：プラスチック製家庭用品やプラスチック部品）を製造するインド法人である。これらの製品自体は、インド法上、禁止対象の使い捨てプラスチック製品として指定されていない。J社は、当該製品を自社ブランドの下でインド国内において販売している。J社は、販売および流通のため、完成品をディストリビューターおよび小売業者に供給する前に、ポリ袋、シュリンク包装または多層プラスチック包装等のプラスチック包装を用いて製品を梱包している。ディストリビューターおよび小売業者は、これらの製品を最終消費者に販売する。

J社は、プラスチック包装を輸入しておらず、原材料となるプラスチックおよびプラスチック包装のいずれについても、インド国内の供給業者から調達している。

インド国内においてプラスチックを使用した製品を製造し、当該製品にプラスチック包装を用いて販売する場合、

- (i) 製造されたプラスチック製品自体、
- (ii) 販売に使用されるプラスチック包装、

について、それぞれ本規則に基づきどのような遵守義務が生じるか。

また、製品にプラスチックが使用されていることにより自動的にEPR義務が生じるのか、それとも義務は包装に限定されるのか。

#### 【回答】

2016年規則は、プラスチック廃棄物およびプラスチック包装を規制対象としており、製品がプラスチックを用いて製造されているという理由のみで、EPR義務を課すものではない。したがって、J社がプラスチック製品を製造・販売する行為自体は、当該製品が2016本規則第4条第2項に基づき指定された禁止対象の使い捨てプラスチック製品に該当しない限り、同規則第9条および別表IIに基づくEPR義務を直ちに生じさせるものではない。

もっとも、2016本規則第4条第5項に基づき、プラスチックまたはその一部から製造さ

れる製品のすべての製造者は、製造過程において発生する消費前プラスチック廃棄物（不良品、廃棄材料等を含む。）について、適切な処理を確保し、当該処理状況を関係する州公害管理委員会（SPCB）または公害管理委員会（PCC）に報告しなければならない。これらの義務に違反した場合には、2016 本規則に基づく執行措置および 1986 年環境（保護）法に基づく罰則の対象となる可能性がある。

一方、J 社が自社ブランドの下でプラスチック包装を用いて製品を販売する場合、J 社は 2016 本規則第 3 条(b)に定義される「ブランド所有者」に該当し、同規則第 9 条第 1 項および別表 II に基づき、インド市場に投入されるプラスチック包装について、CPCB の EPR ポータルへの登録および EPR 義務の履行が求められる。これらの義務には、所定のリサイクル目標および最終処理目標の達成、記録の作成・保存、ならびに定期報告書の提出が含まれる。また、J 社は、2016 年規則第 11 条に定める表示およびマーキング要件を遵守し、同規則第 4 条第 2 項に基づき禁止された使い捨てプラスチック製品を使用しないことを確保しなければならない。堆肥化可能プラスチックまたは生分解性プラスチックもしくはこれらを用いた包装を使用する場合には、当該材料は 2016 年規則の適用規定に従う必要がある。特に、堆肥化可能プラスチック包装については、CPCB による認証の取得、適用される基準への適合および所定の表示を付すことが求められ、堆肥化可能プラスチックおよび生分解性プラスチックはいずれも、プラスチック廃棄物および包装に関する規制の枠組みから除外されるものではない。

プラスチック包装材の供給業者は、2016 年規則第 3 条(s)に定義される「製造者」に該当し、独立して EPR 義務の対象となるが、当該供給業者が遵守していることは、J 社がブランド所有者として負う義務、または製造段階における消費前プラスチック廃棄物に関して同規則第 4 条第 5 項に基づき負う義務を免除するものではない。

関係する規制当局との協議結果に基づけば、上記の 2016 年規則の解釈および遵守義務の範囲は、現行の規制上の立場および執行運用と整合していることが確認されている。

総括すると、製品にプラスチックが使用されていること自体は EPR 義務を生じさせるものではない一方で、製造者は、①製品自体の適法性、②プラスチック包装に関する EPR 遵守、③製造過程において発生する消費前プラスチック廃棄物の管理および報告という、三つの異なる観点から 2016 年規則による規制を受けることとなる。

#### 【事例 6】

日本法人である K 社は、インド国外で製品を製造し、自社ブランドの下でプラスチック包装を施した状態でインドに輸出している。当該製品は、インド国内の小売業者または EC 事業者である L 社を通じて販売される。小売販売時または最終顧客への配送時に、L 社は、外装包装や配送用包装等の追加的なプラスチック包装を施す一方、K 社が施した当初のプラスチック包装は変更されない。

このように、プラスチック包装された製品が輸入され、かつインド国内の小売業者または供給事業者によって追加のプラスチック包装が施される流通構造において、当初の包装および追加された包装それぞれについて、本規則およびEPR制度に基づく遵守責任は、どの事業者に帰属するか。

#### 【回答】

#### **K社の義務**

製品および当初のプラスチック包装にK社のブランドが表示されていることから、K社は、当該製品がインド市場に投入される際のプラスチック包装について、2016年規則第3条(b)に定義される「ブランド所有者」に該当する。したがって、2016年規則第9条第1項および別表IIに基づき、K社は、自社製品に付随する当初のプラスチック包装についてEPR責任を負う。K社がインド国内に直接の拠点を有しない外国法人である場合には、当該EPR義務は、契約上の取り決めにに基づき、インド側の輸入者または販売代理店を通じて履行されるのが一般的である。規制当局との協議結果を踏まえると、実務上の執行は、インド市場に製品を投入するインド法人に対して行われ、当該法人において遵守状況の立証が求められる運用が採られている。

#### **L社（追加包装を行うインド国内小売業者／EC事業者）の義務**

小売販売時または出荷時に製品に対して追加のプラスチック包装を施すことにより、L社は、当該追加包装について、インド市場にプラスチック包装を投入する主体として独立して位置付けられる。当該追加包装が、L社の商号、プラットフォーム名義または事業上の管理の下で導入される限りにおいて、L社は、2016年規則第3条(b)に基づき、当該追加包装に関する「ブランド所有者」に該当する。

したがって、2016年規則第9条第4項および別表IIに基づき、L社は、自ら導入する追加的なプラスチック包装について、別途EPR登録を取得し、リサイクルおよび最終処理に関する目標の達成、記録の作成・保存ならびに報告書の提出を含むEPR義務を履行しなければならない。L社の当該遵守義務は、K社によるEPR遵守とは独立したものであり、L社の登録に包含されるものではない。

#### 【事例 7】

M社は、インドにおけるプラスチック包装材の製造・供給事業者（製造者）であると同時に、一部のプラスチック包装済み製品を輸入する事業者（輸入者）でもある。M社は、インド国内の複数のブランド所有者に対し、プラスチック包装材および／またはプラスチック包装済み製品を供給している。現時点において、これらのブランド所有者の一部は、CPCBの中央集権型EPRポータルへの登録を完了していない。M社は、当該未登録のブ

ランド所有者に関連するプラスチック包装について、自社が **EPR** 責任を負うこととなるか否か、また、その責任が **EPR** 制度の枠組みにおいてどのように取り扱われるかについて明確化を求めている。上記の状況において、**M** 社（製造者／輸入者）が、**CPCB** の **EPR** ポータルに未登録の一部ブランド所有者に関連するプラスチック包装またはプラスチック包装済み製品を供給している場合、**EPR** 責任は実務上どのように履行されるのか。「調整」の仕組みはどのように運用されるのか。また、当該ブランド所有者に代わって **M** 社が **EPR** 履行を行った場合、**M** 社の翌年度以降の **EPR** 目標は減少するのか。

#### 【回答】

関係するブランド所有者が未登録である場合、**M** 社は、当該プラスチック包装が **EPR** 制度の枠組みから漏れることを防ぐため、自社の申告において当該プラスチック包装の数量を申告することができる。この場合、当該会計年度における **EPR** 目標は **M** 社に対して算定され、**M** 社は、有効な **EPR** 証明書を取得または発行し、これを年次報告において報告することにより、当該義務を履行しなければならない。**CPCB** の **FAQ**<sup>11</sup>において言及されている「調整」は、年次報告の段階における開示および照合を通じて運用されるものであり、市場に投入されたプラスチック包装が適切に把握されること、ならびにブランド所有者が後日登録を完了した場合に **EPR** 義務が重複して課されないことを目的としている。もっとも、現時点においては、当該調整が、**EPR** 目標または **EPR** 証明書をブランド所有者へ自動的または遡及的に移転する仕組みを含むか否か、または製造者もしくは輸入者が超過履行分を繰り越して将来年度の義務と相殺できるか否かについて、明確な指針は示されていない。**EPR** 遵守は会計年度ごとに判断されるものであり、特定年度について義務が履行された場合には、監査を条件として、原則として当該履行は確定的に取り扱われる。未登録のブランド所有者との取引について、**EPR** 関連の責任および費用負担に対応するため、補償条項や費用回収の仕組みを含む十分な契約上の保護措置を講じることが望ましい。

## 7. FAQs

1. 事業者の役割が時間の経過とともに変更された場合（例：後日、輸入を開始した場合）はどうなるか。

#### 【回答】

当該事業者は、新たな役割を反映するよう、**CPCB** ポータル上の登録情報を更新しなければならない。**PWM** の枠組みは、事業者の役割が動的に変更され得ることを前提として

---

<sup>11</sup> <https://eprplastic.cpcb.gov.in/plastic/downloads/FAQs.pdf>

おり、登録情報を更新しない場合には、遵守上の欠落が生じ、罰則等の対象となる可能性がある。

**2. 同一事業者が輸入者とブランド所有者の両方に該当する場合、EPR 義務は二重に算定されるか。**

**【回答】**

二重には算定されない。同一のプラスチック包装について、事業者が輸入者およびブランド所有者の双方に該当する場合であっても、EPR 義務は重複して課されない。この場合、EPR 責任は、実質的にはブランド所有者として履行されることとなる。すなわち、ブランド所有者は、自社ブランドの下で包装済み製品をインド市場に投入する主体であるためである。

もっとも、開示および遵守管理の観点から、当該事業者は CPCB の EPR ポータル上で両区分（輸入者およびブランド所有者）として登録することが求められる場合がある。ただし、EPR 目標算定のためのプラスチック包装数量は一度のみ計上される。EPR ポータルは、包装数量を単一の遵守区分に紐付けることにより、重複計上を回避する仕組みとなっている。

**3. 複数区分（例：輸入者およびブランド所有者）で登録が必要な場合、CPCB ポータル上ではどのように登録すべきか。**

**【回答】**

複数区分で登録が必要な場合、CPCB ポータルでは、該当する区分ごとに別個の登録を作成することにより登録が可能であり、通常、区分ごとに異なるメールアドレスを用いて登録を行う運用となっている。この場合、同一の法人に係る追加区分として登録を行う限り、申請手数料を再度支払う必要はないとされている。もっとも、各登録については、それぞれ該当区分における事業活動を正確に反映させる必要があり、2016 年規則および EPR ガイドラインに従って適切に維持管理されなければならない。

**4. EC チャネルを通じて事業を行い、複数州に倉庫、製造拠点または支店等を有する場合、2016 年規則上、どの登録が適切に求められるか。**

**【回答】**

2016 年規則に基づく適切な登録区分は、実施している事業活動の内容および規制対象となる事業活動の地理的広がりに基づいて判断される。複数拠点で事業を行う場合、登録の要否は、規制対象となる活動がどこで行われているかによって決定される。製造拠点、輸入通関業務、包装拠点、またはプラスチック廃棄物処理施設は規制対象活動に該当し、これらが 1 州または 2 州に存在する場合には、関係する SPCB または PCC への登録が必要となる一方、2 州を超えて事業が展開される場合には CPCB への登録が必要となる。

他方、倉庫、デポおよび支店が、保管、流通または販売支援のみに使用されている場合には、それ自体が別途の登録要件を直ちに生じさせるものではないと解される。ただし、この点に関する規制上の明確な指針は限定的であるため、慎重な対応として、実務上はこれらの拠点も登録方針の検討に織り込む事業者も存在する。

**5. EPR 証明書は CPCB の EPR ポータル上でどのように発行・取引・移転・利用されるか。また、生産者等は PWP や他の生産者等をどのように特定し、証明書取引を行うか。**

**【回答】**

CPCB の EPR 制度の枠組みにおいて、EPR 証明書は中央集権型 EPR ポータルを通じて発行および管理される一方、取引条件等の商業面については、通常、ポータル外で合意される。登録された PWP は、処理した廃棄物の数量および区分に基づき、ポータル上で EPR 証明書を発行し、当該証明書は PWP の EPR ウォレットに反映される。その後、当該証明書は、必要な区分および数量に応じて生産者等に対してオンライン上で移転され、移転が完了すると、PWP のウォレットから証明書が減算され、生産者等のウォレットに加算される。

PWP から取得する証明書に加え、生産者等は、一定の場合に自己発行による証明書を作成することもできる。これには、道路建設に使用されるプラスチック廃棄物に関する自己申告証明書、再利用証明書（カテゴリーI）および再生プラスチック使用証明書（URep 証明書）が含まれ、いずれも所定の条件を満たし、年次申告を完了することを前提とする。取得または自己発行されたすべての証明書は、生産者等の EPR ウォレットに反映され、当年度の EPR 目標の達成、過年度不足分の補填、または（許容される場合には）会計年度末に他の生産者等への移転に使用することができる。

実務上、証明書取引は、ポータル上での検索、リサイクラーまたは処理業者との直接交渉、既存の商取引関係、ならびにコンサルタントや業界ネットワークの支援等を組み合わせて行われている。CPCB ポータルは、規制上の検証および移転手続を担う仕組みとして機能している。

**6. プラスチック包装に関する EPR 制度における監査および監査計画の仕組みはどのようなものか。実務上どのように運用され、監査に関する情報は CPCB の EPR ポータル上で確認できるか。**

**【回答】**

本規則および CPCB により通知された EPR 制度の枠組みに基づき、EPR 監査は、生産者等および PWP が情報を正確に報告し、かつ EPR 義務を実質的に履行しているかを検証するために実施される。本規則には監査に関する独立した章は設けられていないものの、監査および検証を実施する権限は、2016 年規則第 9 条および別表 II、プラスチック包装に関する CPCB の EPR ガイドライン、ならびに中央集権型 EPR ポータルの運用に関する

る CPCB のガイドンスマニュアルおよび SOP に基づき付与されている。

監査は、CPCB またはその認定機関が策定する監査計画に従って実施される。当該監査計画では、監査対象として選定された事業者、対象会計年度、検証範囲および監査手法が特定される。監査対象の選定は、通常、リスクベース、トリガー発生時、または無作為に行われ、ポータル上のデータの不整合、異常に多量の EPR 証明書の発行・使用、苦情、または情報提供等を契機として行われる場合がある。監査手続においては、ポータル上の開示情報、登録情報、年次報告、EPR 証明書および関連する商業記録等が精査され、必要に応じて、特に廃棄物処理施設については現地立入検査が実施される。

監査完了後、CPCB は、当該事業者の遵守を認める場合もあれば、不足分を補うため追加の EPR 証明書の提出を求める場合、虚偽報告または未履行を理由として環境補償金を賦課する場合、または 1986 年環境（保護）法に基づく執行措置を開始する場合がある。規制当局との協議結果および執行動向を踏まえると、PWP は EPR 証明書の主要な発行主体であり検証リスクが高いことから、生産者等よりも高頻度かつ詳細に監査対象となる傾向がある一方、生産者等に対する監査は、ポータル上の異常値が検出された場合や、PWP 監査に付随する形で行われることが一般的である。

EPR 監査または監査計画に関する情報は、CPCB の EPR ポータル上で公に表示されていない。ただし、監査対象として選定された場合には、当該事業者に関連する監査通知、対象期間および情報提出要請等の監査関連情報が、通常、ポータルのダッシュボードおよびシステム通知を通じて、または CPCB もしくは認定機関からの直接の書面連絡により通知される。監査結果および結論は、当該事業者および規制当局のみがアクセス可能であり、他のポータル利用者には閲覧できない。

**7. 製品をプラスチック包装付きで輸入する場合（ただしプラスチック包装材自体を輸入するわけではない場合）、2016 年規則別表 I に定める輸入者用様式（Part C – Pertaining to Waste）の 8(a)および 8(b)には、どのような情報を提出すべきか。**

**【回答】**

この場合、輸入者は、当該製品とともに輸入されるプラスチック包装に関する詳細を提出しなければならない。

**8. 2016 年規則の遵守のため、CPCB の EPR ポータル上で登録手続を開始し完了するには、どのようにすればよいか。**

**【回答】**

CPCB の EPR ポータル上で登録を行う事業者は、<https://eprplastic.cpcb.gov.in> にアクセスし、所定のオンライン申請手順に従って手続を開始することができる。登録手続に関する一般的な問い合わせまたは手続支援については、CPCB が専用ヘルプライン（011-43102469）を提供している。また、申請者は、追加的な案内を得るため、デリーの

CPCB 事務所（011-43102462、011-43102463 または 011-43102464）に連絡することもできる。

さらに、CPCB は、登録手続を段階的に説明する SOP を EPR ポータル上に掲載している。生産者等<sup>12</sup>向けおよび PWP<sup>13</sup>向けにそれぞれ別の SOP が用意されており、これらの文書には、必要書類、ポータル上の手続フローおよび区分ごとの承認プロセスが詳細に記載されている。

## 9. 生産者等が自社内リサイクル施設を運営している場合、EPR 義務はどのように取り扱われ、どの EPR 証明書を発行できるか。

### 【回答】

生産者等が自社内でリサイクル施設を運営している場合、当該事業者は、生産者等としての立場およびリサイクラー／PWP としての立場それぞれにおいて、CPCB の EPR ポータル上で別個の登録を取得し、各役割に応じた必要書類を提出しなければならない。これは、EPR 制度の枠組みが、廃棄物処理活動に基づき発行される証明書と、使用または代替処理に基づき発行される証明書とを区別しているためである。

EPR ガイドラインに基づき、リサイクル証明書、最終処理証明書および堆肥化証明書は、当該リサイクラーと生産者等が同一法人である場合であっても、登録された PWP のみが発行できる。したがって、自社内リサイクル施設において処理されたプラスチック廃棄物については、登録された PWP 名義で EPR 証明書が発行され、当該法人は、生産者等としての立場において、その証明書をを用いて EPR 義務を履行することができる。これとは別に、生産者等は、再利用証明書（カテゴリーI）、再生プラスチック使用証明書(URep 証明書)および道路建設証明書等の生産者等固有の証明書を、所定の条件を満たし、年次申告を完了することを前提として、自ら発行することができる。これらの証明書は生産者等のウォレットに直接発行され、PWP が発行するリサイクル証明書または最終処理証明書とは別個のものである。

このような二重登録の仕組みにより、生産者等は、第三者のリサイクラーに全面的に依存することなく、内部的な仕組みにより EPR 義務を一部または全部履行することが可能となる。ただし、その前提として、役割ごとの登録、報告および監査要件を厳格に遵守する必要がある。

## 10. 税関当局は、2016 年プラスチック廃棄物管理規則に違反していることを理由として、輸入貨物を停止または差し押さえることができるか。

### 【回答】

---

<sup>12</sup> [https://eprplastic.cpcb.gov.in/plastic/downloads/SOP%20生産者等\\_S\\_0001.pdf](https://eprplastic.cpcb.gov.in/plastic/downloads/SOP%20生産者等_S_0001.pdf)

<sup>13</sup> [https://eprplastic.cpcb.gov.in/plastic/downloads/SOP%20PWP\\_0001.pdf](https://eprplastic.cpcb.gov.in/plastic/downloads/SOP%20PWP_0001.pdf)

2016年規則に基づき、インド市場にプラスチック包装を投入する輸入者には遵守義務が課されており、執行権限は1986年環境（保護）法に基づいて付与される。原則として、税関当局は環境当局と連携しつつ、遵守に関する情報の提出を求める権限を有し、2016年規則に基づき通知された輸入条件が満たされていない場合には<sup>14</sup>、貨物を留置することができる。PWM制度の枠組みにおいても、登録状況および遵守状況の確認を含め、輸入段階における規制監督が想定されている。

もっとも、企業との協議およびアンケート調査を通じて得られたフィードバックに基づけば、実務上、PWM遵守のみを理由として輸入貨物が常時停止されたり、無作為検査の対象となったりする例は一般的ではない。共有された経験においては、税関当局は、貨物を留置または差し押さえるというよりも、関連する範囲で登録証明書の提示または申告書類の提出を求める対応が多いとされている。PWM不遵守を理由として貨物が留置されることは、現時点では一般的な執行傾向として顕在化していない。インドの輸入者は、通常、外国供給者からの申告および誓約に依拠して、2016年規則に基づく表示・包装要件への適合を確保し、併せて、規制リスクを管理するための内部的な遵守体制を整備している。法令上の措置権限は存在するものの、これまでのところ、国境における執行は、PWM遵守に関しては、懲罰的というよりも支援的な運用が中心となっている。

**11. 当局はどのような場合に2016年規則に基づくショーコーズ通知（show cause notice、以下「SCN」）を発出するか。SCNが発出された場合、事業者は直ちに処罰されるのか、それとも回答および違反是正の機会が与えられるのか。通常どの期限か。また、手続が終了するまでに通常どの程度の期間を要するか。**

【回答】

2016年規則および1986年環境（保護）法に基づくSCNは、CPCB、SPCBまたはPCC等の規制当局により、非遵守が確認された場合に発出されるのが通常であり、その多くは、立入検査、監査、または申告書類およびポータル上のデータの精査を通じて非遵守が把握された場合に発出される。

SCNは、通常、強制的措置が講じられる前に、当該事業者に対し回答の機会を付与するものである。業界関係者から得られた情報によれば、SCNにおいて指定される回答期限は、概ね7日から15日の範囲であることが多く、期限内に回答がない場合には、当局が環境補償金の賦課、是正指示の発出、または重大な事案においては環境補償金ガイドラインに沿った操業停止命令等の指示を発出する可能性がある。なお、2016年規則への非遵守のみを理由として懲役刑が科された事例は確認されていない。

公的機関から得られたフィードバックによれば、当局が、当該非遵守が是正可能であると判断した場合には、事業者が是正措置計画を提出することが認められ、個別事案に応じ

---

<sup>14</sup> [https://eprplastic.cpcb.gov.in/plastic/downloads/Letter\\_to\\_Custom.pdf](https://eprplastic.cpcb.gov.in/plastic/downloads/Letter_to_Custom.pdf)

て合理的な是正期間が付与されることが多い。アンケート結果に基づけば、PWP およびリサイクラーは、廃棄物処理および証明書発行に関与する性質上、生産者等と比較してより頻繁かつ厳格な執行措置の対象となる傾向がある。

事業者は、発出された命令の内容に応じて、適切な上級当局または監督当局に対し、SCN またはこれに基づく指示について異議申立てまたは不服申立てを行うことができる。実務上、SCN 発出後に手続が終結するまでの期間は、通常 6 か月を超えることが多いものの、事案の複雑性、事業者の対応状況および必要な是正措置の内容により、期間は変動し得る。

**12. 2016 年規則に基づく EPR 義務は実務上どのように履行されているか。代理人または仲介業者が関与することは一般的か。**

【回答】

実務上、EPR 義務は、主として、CPCB の EPR ポータルを通じて登録された PWP から有効な EPR 証明書を取得し、併せてポータル上で必要な申告および開示を行うことにより履行されている。証明書取得に関する商業条件は通常ポータル外で合意される一方、証明書の発行、移転および使用はポータル上でオンラインにより行われる。アンケート参加者から得られたフィードバックによれば、事業者は複数の遵守モデルを採用している。一部の企業は、登録手続、PWP との直接連絡、証明書取得およびポータル申告を社内のコンプライアンスチームにより対応している。しかしながら、特に全インドで事業を展開する企業や包装形態が複雑な企業を中心に、より多くの事業者が、外部コンサルタントまたはコンプライアンス代行機関を活用し、EPR 遵守を一括して委託している。

もともと、遵守責任は、業務を社内で行う場合であっても外部委託する場合であっても、登録された生産者等に帰属する。参考として、当社は、一般的に利用されているコンサルタント、代行機関および PWP / リサイクラーの例示的リストを別紙 4 に整理している（網羅的ではない）。

**13. 実務上の困難を理由として、2016 年規則の遵守義務について免除を求めることはできるか。**

【回答】

2016 年規則は、表示スペースの不足や製品品質への影響等の実務上の困難のみを理由として、一般的な遵守免除を認める規定を設けていない。ただし、2016 年規則および EPR ガイドラインは、特定の状況において限定的な緩和措置または免除を想定しており、例えば、製品に適用される他の法令上または規制上の要件により遵守が制約される場合には、プラスチック包装における再生材含有義務について免除が認められる場合がある。特定の要件について、技術的に遵守が困難である、または他の法的義務と抵触すると考える事業者は、CPCB の EPR ポータルのサポート機能を通じて、明確化または緩和措置を求める

ことができる。具体的には、CPCB サポートポータル (<https://eprsupport.cpcb.gov.in/>) の「Lodge Complaint」機能を通じて申請することが可能である。かかる緩和措置は個別事案に応じた審査対象であり、権限ある当局により書面で明示的に付与されない限り、包括的免除として扱うべきではない。

また、業界からのフィードバックによれば、コンサルタントまたは認定代理人を通じて、当局に対して明確化または実務上の救済措置を求める申入れが行われた事例も確認されている。もっとも、申入れの方法にかかわらず、2016年規則に基づく遵守責任およびフォローアップの責任は、登録事業者に引き続き帰属する。

**14. 事業者は、供給業者から調達するプラスチック包装およびプラスチック材料が、本規則に基づく ISO 規格、技術仕様および表示要件に適合していることをどのように確保しているか。**

**【回答】**

事業者は、プラスチック包装およびプラスチック材料が、2016年規則に基づく適用要件（インド規格/ISO仕様への適合、最低厚みまたは重量基準（規定がある場合）、ならびに規則 11 条に基づく表示・ラベリング要件等）を満たしていることを確保するため、文書確認、契約上の保護措置および実務上の検証を組み合わせ対応するのが一般的である。

実務上、供給業者に対しては、適用される基準（本規則に基づき通知された IS/ISO 基準等）への適合証明書、認定試験機関による試験報告書、ならびに厚みや材質構成を含む所定仕様への適合を確認する宣誓書または申告書の提出を求めることが多い。これらの要件は、供給業者に遵守維持義務および逸脱時の通知義務を課す契約条項によって補強される場合が多い。

また、事業者は、購入注文書との仕様照合等の内部的な検証措置を実施し、場合によっては、サンプルベースでの確認または試験を行うことにより、厚み、重量または表示要件への適合を検証している。業界からのフィードバックによれば、一定の場合には、社内または第三者機関を通じた抜取検査や検証が実施されている。

**15. ある区分のプラスチック包装における再生プラスチック含有量を、別の区分の再生材含有義務の達成に充当することはできるか。**

**【回答】**

2016年規則およびプラスチック包装に関する EPR ガイドラインに基づき、再生材含有義務は区分ごとに定められている。プラスチック包装はカテゴリー I、II、III および IV に区分されており、それぞれに定められた最低再生材含有要件は、同一カテゴリー内で充足されなければならない。

したがって、あるカテゴリーのプラスチック包装について生成または調達された再生材

含有量を、別カテゴリーの再生材含有義務の充足に充当することはできない。例えば、フレキシブルプラスチック包装（カテゴリーII）に係る再生材含有量を、硬質プラスチック包装（カテゴリーI）の再生材含有義務に算入することはできず、その逆も同様である。2016年規則上、この点は必ずしも明確ではないため、算入を検討する際は事前に当局への確認を推奨する。

**16. 2016年プラスチック廃棄物管理規則に基づくEPR義務の履行について、どのような証拠が適切な遵守証明として認められるか。**

**【回答】**

2016年規則に基づくEPR遵守の証明は、主としてポータルベースで行われ、CPCBのEPRポータル上で発行、移転または使用されたEPR証明書により立証される。あわせて、同ポータルでは、GST法に準拠した請求書および関連する取引記録等の補足資料のアップロードが求められており、これらの資料は法定記録の一部を構成し、当局による精査の対象となり得る。

EPR目標は、市場に投入されたプラスチック包装の自己申告数量に基づき算定されるものの、CPCBのEPRポータルでは、その裏付けとして、各段階においてGSTインボイスの提出が求められている。特に、プラスチック包装の調達または販売に関するGSTインボイス、ならびにEPR義務履行のためにPWPと行った取引に関する請求書等は、ポータル上で申告された数量の検証、照合および監査を可能とするためにアップロードされる。

実務上、多くの事業者は、プラスチック包装数量、供給業者情報、EPR証明書および年次目標の照合状況を管理するため、SAP等のERPシステムや類似のMISツールを含む社内管理システムを併用している。これらの社内システムはCPCBにより義務付けられているものではないが、ポータル上の申告を補完し、監査または立入検査時に整合性を示すための実務上の手段として一般的に活用されている。

**17. 事業者は、プラスチック包装が2016年規則に適合していることをどのように確保しているか。**

**【回答】**

事業者は、供給業者に対するデューデリジェンス、契約上の管理および社内検証体制を組み合わせることにより、2016年プラスチック廃棄物管理規則への適合を確保するのが一般的である。具体的には、登録済みの供給業者からのみ包装材を調達すること、適合宣誓書や各種認証（該当する場合には堆肥化可能プラスチックに関するCPCB認証を含む）を取得すること、禁止規定および表示要件の遵守を確認すること、ならびに必要に応じて裏付資料を保管し、契約上の保護条項を設けること等が挙げられる。このような多層的な対応により、事業者は、2016年規則に基づく規制リスクおよび執行リスクの低減を図っている。

る。

---

## 8. 付属

---

### 別紙 1：2016 年規則に対する主要改正点の概要

---

#### 1. 2018 年プラスチック廃棄物管理(改正)規則(Plastic Waste Management (Amendment) Rules, 2018)

2018 年改正により、2016 年規則には二つの新たな概念が導入された。

「代替用途(Alternate use)」とは、資源効率の向上を目的として、プラスチック材料を当初想定された用途とは異なる目的で使用するをいう(2016 年規則第 3 条(ab))。

「エネルギー回収(Energy recovery)」とは、燃焼、ガス化、熱分解、嫌気性消化、埋立ガス回収等の工程を通じて、プラスチック廃棄物を有用な熱、電力または燃料に転換することをいう(2016 年規則第 3 条(ga))。

これらの概念は、従来のリサイクルに加え、プラスチック廃棄物管理のための許容手段を拡大する目的で導入されたものである。従前、2016 年規則は、2016 年通知日から 2 年以内に、リサイクル不能な MLP の段階的廃止のみを求めており、その対象はリサイクル不能な MLP に限定されていたが、2018 年改正は、この規定を大幅に拡張し、リサイクル不能、エネルギー回収不能、または代替用途を有しないすべての MLP を規制対象に含めた。これにより、実行可能なリサイクル、回収または再利用経路を有する MLP のみが流通を許されることとなり、規制枠組みが強化された(2016 年規則第 9 条 3 項)。

また、本改正により登録手続が簡素化され、生産者およびブランドオーナーは、最大 2 つの州または連邦直轄領で事業を行う場合は SPCB/PCC に、2 つの州を超える場合は CPCB に対し、様式 1 により申請を行うことが義務付けられた(2016 年規則第 13 条 2 項)。加えて、小売業者および販売業者に対し、プラスチック製キャリーバッグについて最低価格を課すことを義務付けていた 2016 年規則第 15 条は削除された。

#### 2. 2021 年プラスチック廃棄物管理(改正)規則(Plastic Waste Management (Amendment) Rules, 2021)

2021 年改正は、ブランドオーナーおよびプラスチック廃棄物処理事業者(リサイクラー、共同処理事業者、廃棄物発電事業者等を含む)を新たに 2016 年規則の適用対象に含め、規制対象を大幅に拡大した。従前は、主たる遵守義務は、生産者、輸入業者およびプラスチック製キャリーバッグまたは多層プラスチックの製造業者に課されていた(2016 年規則第 2 条 1 項)。

本改正により、プラスチック包装製品を市場に供給する主体(ブランドオーナー)および廃棄物の処理・管理を担う主体も規制対象とされ、製造から廃棄までのバリューチェーン全体に責任を課す枠組みへと転換された。また、不織布プラスチック袋(2016 年規則第 3 条(na))、プラスチック廃棄物処理(2016 年規則第 3 条(qa))、使い捨てプラスチック製品

(2016年規則第3条(va))、熱硬化性プラスチック(2016年規則第3条(vb))および熱可塑性プラスチック(2016年規則第3条(vc))に関する新たな定義が導入された。

キャリーバッグの最低厚さ要件は、2021年9月30日から75ミクロン、2022年12月31日から120ミクロンへと段階的に引き上げられ、使い捨て抑制およびリサイクル可能性の確保が図られた。また、不織布プラスチック袋については、2021年9月30日以降、最低60g/m<sup>2</sup>とすることが義務付けられた(2016年規則第4条(c))。さらに、2016年規則の適用対象は、キャリーバッグに限らず、他のプラスチック製品にも拡大された(2016年規則第4条(h))。

特筆すべき点として、本改正は、特定の使い捨てプラスチック製品の段階的禁止の基盤を整備している。2022年7月1日より、ポリスチレン製品、プラスチック製カトラリー、ストロー、トレイ、マドラー、100ミクロン未満のプラスチック/PVCバナー等の低付加価値かつ散乱しやすい製品の製造、輸入、販売および使用が禁止された(2016年規則第4条2項)。ただし、堆肥化可能プラスチック製品は、この禁止の適用を受けない。

さらに、表示およびトレーサビリティ制度が強化され、従来のキャリーバッグに加え、プラスチック包装全般が表示義務の対象とされ、生産者、ブランドオーナーおよび使用者は、表示および認証要件を遵守しなければならないとされ、市場投入量の透明性および監視体制の向上が図られた(2016年規則第11条1項)。

### 3. 2021年プラスチック廃棄物管理(第2次改正)規則(Plastic Waste Management (Second Amendment) Rules, 2021)

本改正は、2016年規則第4条1項(b)を改正し、FSSAIが食品安全基準を通知することを条件として、再生プラスチック製のキャリーバッグおよび製品を、即食または即飲用食品の保管または包装に使用することを認めた。

### 4. 2022年プラスチック廃棄物管理(改正)規則(Plastic Waste Management (Amendment) Rules, 2022)

2016年規則第9条1項が改正され、EPRの枠組みが正式に導入された。新たに別表IIが挿入され、プラスチック包装に関する包括的なEPRガイドラインが定められ、生産者等のプレ・コンシューマーおよびポスト・コンシューマー段階双方における責任が明確化された。EPRガイドラインは、CPCB、SPCB/PCC、リサイクラーおよび廃棄物処理事業者の役割を定め、インドにおけるEPR制度の実施および監視のための体系的枠組みを提供している。

### 5. 2022年プラスチック廃棄物管理(第2次改正)規則(Plastic Waste Management (Second Amendment) Rules, 2022)

本改正により、以下の定義が追加または修正された。

- 生分解性プラスチック(2016年規則第3条(ac))
- 使用終了後処分(End of life disposal)(2016年規則第3条(ga))
- 輸入業者(2016年規則第3条(k))
- プラスチック包装(2016年規則第3条(oa))
- 廃棄物発電(2016年規則第3条(aab))
- プレ・コンシューマー・プラスチック包装廃棄物(2016年規則第3条(ra))
- ポスト・コンシューマー・プラスチック包装廃棄物(2016年規則第3条(qc))

また、生分解性および堆肥化可能プラスチックに関する規制が更新され、堆肥化可能プラスチックはIS/ISO規格(例：IS/ISO 17088)に適合することが義務付けられ、一定の場合には2023年6月30日までCPCBが暫定認証権限を有することが定められた。さらに、暫定認証に基づき製造または輸入されていた生分解性プラスチックについては、2023年3月31日以降、製造または輸入を終了しなければならないことが明確化され、経過措置が設けられた(2016年規則第10条5項)。

これらの改正は、プラスチック包装廃棄物に対する規制網を強化し、プラスチック種別の明確化およびEPRに基づく生産者等の責任を一層強化するものである。

#### 6. 2023年プラスチック廃棄物管理(改正)規則(Plastic Waste Management (Amendment) Rules, 2023)

本改正は、主としてEPR遵守を支援するための期限延長および手続的修正を導入した。生産者等の登録について「更新」の要件が削除され(2016年規則第13条2項)、一度取得した登録が継続する制度に改められた。登録内容の変更は、要請に基づく場合にのみ認められる(2016年規則第13条9項(a))。また、表示要件が剛性プラスチック包装にも適用されることが明確化され、登録制度についても、当初1年、その後3年の有効期間が設定された(2016年規則第13条9項(b))。

#### 7. 2023年プラスチック廃棄物管理(第2次改正)規則(Plastic Waste Management (Second Amendment) Rules, 2023)

本改正により、EPR遵守は完全にオンライン化され、EPR証明書の電子取引プラットフォームが導入された(2016年規則第11条1項)。また、輸出専用のプラスチック包装に係るEPR義務については、輸出志向型事業者および特別経済区(Special Economic Zone、以下「SEZ」)内事業者を免除する一方、国内市場への流出を防止する観点から、プレ・コンシューマー廃棄物に関する規制は引き続き維持された(2016年規則第2条3項)。

さらに、EPR枠組みとの整合性を強化するため、本改正により複数の定義が改正された。「キャリーバッグ(carry bags)」は、プラスチック製、堆肥化可能プラスチック製または生分解性プラスチック製のものを含む形で再定義された一方、製品包装の不可欠な

部を構成する袋は除外された（2016年規則第3条(c)）。また、「生産者（producer）」の定義は、プラスチック包装の製造に従事する者に限定される形で狭められ、EPRにおけるカテゴリ別責任との整合が図られた（2016年規則第3条(s)）。さらに、2016年規則全体において「多層包装（multilayered packaging）」への言及が、より広い概念である「プラスチック包装（plastic packaging）」に置き換えられ、別表IIに導入されたEPR区分との整合性が確保された（2016年規則第4条1項）。

CPCB、SPCBsおよびPCCsが主要な執行機関として指定され、廃棄物管理、制限および禁止事項に関する遵守監督については、都市部および農村部の地方当局にそれぞれ別途の監督権限が付与された（2016年規則第16条）。

本改正により、CPCBポータル上において、生産者等およびPWPを対象とする一回限りのオンライン登録制度が導入された。また、リサイクラー/PWPの登録は、水質汚濁防止法および大気汚染防止法に基づく有効な許認可ならびに地区産業センター（District Industries Center<sup>15</sup>）への登録と紐付けられ、許可を受けた事業者のみが制度上運用可能となる仕組みが確保された。

2016年規則第11条の改正により、すべてのプラスチック包装について、中央EPRポータルに基づきCPCBが発行する登録情報を表示することが義務付けられ、段階的に施行されることとなった（硬質プラスチック包装については2024年7月1日より、その他の包装類型についてはその後適用）。また、堆肥化可能プラスチックおよび生分解性プラスチックに関する表示および認証要件が明確化され、印字が技術的に困難な場合には、CPCBが承認する限定的な免除措置が認められることとなった。さらに、別表IIに新たに第15A項が追加され、2025～2026年度までの間、カテゴリ間でのEPR証明書の相互利用が可能となり、CPCBが定める比率に従い、あるカテゴリにおける余剰証明書を他カテゴリの不足分の補填に充当できることとなった。

## 8. 2024年プラスチック廃棄物管理(改正)規則(Plastic Waste Management (Amendment) Rules, 2024)

本改正により、主要な定義が拡張され、「生分解性プラスチック」は堆肥化可能プラスチックとは別個に定義されるとともに、「生産者（producer）」には中間製品および委託製造業者が含まれ、「輸入業者（importer）」についても原材料および中間製品の輸入者が対象に含まれることとなり、さらに原材料の販売を対象とする新たな「販売業者（seller）」区分が導入された。

あわせて、原材料製造業者には、登録済み事業者へのみ販売する義務、所定の警告表示

---

<sup>15</sup> 地区産業センター（District Industries Centers）は、2006年中小零細企業振興法（Micro, Small and Medium Enterprises Development Act, 2006）に基づき、マイクロ企業、小規模企業および中規模企業に対してUDYAM登録を付与する機関である。

の印字義務、単回使用プラスチック（SUP）禁止品目を製造する事業者への供給禁止および四半期報告義務が課され、原材料の販売業者についても新たに登録義務の対象とされた。また、堆肥化可能プラスチックおよび生分解性プラスチックについては、厚さ基準の適用が免除される一方で、CPCB/BISによる認証、特定の表示・ラベリング要件および試験要件が義務付けられ、最終試験結果が確定するまでの間、銀行保証を条件とする暫定使用制度が導入された。さらに、都市地方自治体（ULBs）およびパンチャーヤトの責務が強化され、年間プラスチック廃棄物量の評価、インフラ整備計画の策定、SUP禁止措置の執行、附則の制定ならびに内容を拡充した年次報告書の提出が求められることとなった。

加えて、EPR義務は生産者等に明確に紐付けられるとともに、堆肥化可能プラスチックおよび生分解性プラスチックの製造業者にも拡張され、登録対象は原材料製造業者および輸入業者にまで拡大されるとともに、生分解性プラスチックについては新たにカテゴリーVが追加された。加えて、CPCBが承認する電子プラットフォーム上でのEPR証明書の取引が認められ、その価格については、環境補償金の30%を下限、100%を上限とする価格帯が設定されたほか、マイクロ企業および小規模企業に該当する製造者のEPR義務については、ポータル上で認証された請求書に基づき、当該製造者に原材料を供給する原材料製造業者または輸入業者に移管されることとなった。

さらに、包装にはCPCBが発行する登録情報または証明書情報の表示が義務付けられ、再生プラスチック製品、堆肥化可能プラスチック製品および生分解性プラスチック製品については、それぞれ所定のラベル表示が求められることとなり、四半期報告および年次報告に関する義務についても、改正後の様式V、VIおよびVIIを通じてデジタルシステムへ移行され、あわせて登録申請様式である様式Iについても、中央集権型EPRポータルの枠組みに整合させる形で改正が行われた。

## 9. 2025年プラスチック廃棄物管理(改正)規則(Plastic Waste Management (Amendment) Rules, 2025)

本改正は、2025年7月1日以降、2016年規則第11条の表示要件について、包装への直接表示に代えて、QRコード、製品情報パンフレットまたは法令に基づく固有番号による対応を認めた(2016年規則第11条1-A)。さらに、新たに2016年規則第19条が追加され、規則への違反が1986年環境(保護)法第15条に基づく罰則の直接対象となることが明文化された。

---

## 別紙 2：EPR フレームワーク

---

本別紙は、2016年規則に基づくEPRガイドラインに定められた主要なEPR義務および中核的枠組みを要約するものである。

### 1. 適用範囲および対象

EPRフレームワークは、プレ・コンシューマーおよびポスト・コンシューマーのプラスチック包装廃棄物に適用され、生産者等が市場に投入するプラスチックの管理方法を定めるものである。

遵守事項は、以下の4つの主要な義務類型に基づいて構成され、これらは廃棄物がどのように管理されなければならないかを規定する(ガイドライン 5.2)。

#### 1. 再使用(Reuse)

新規プラスチック消費を削減するため、包装の反復使用を促進すること。

#### 2. リサイクル(Recycling)

回収されたプラスチックを再生材料として処理することを確保すること。

#### 3. 再生材含有率の使用(Use of recycled content)

新規包装において、一定割合以上の再生プラスチックを使用することを義務付けること。

#### 4. 使用終了後処分(End-of-life disposal)

リサイクル不可能なプラスチックについて、環境上適正な方法(廃棄物発電、共同処理等)による処分を確保すること。

これらの義務は、生産者等が使用するプラスチック包装の区分に応じて異なる形で適用される。2016年規則は、材料の性質およびリサイクル可能性に基づき、目標および義務を公平に割り当てるため、プラスチック包装を以下の5区分に分類している(ガイドライン 5)。

- 区分 I：剛性プラスチック包装
- 区分 II：フレキシブルプラスチック包装(単層または多層)、シート、カバー、キャリーバッグ、サシェ/パウチ
- 区分 III：多層プラスチック包装(プラスチック層と非プラスチック層を含む)
- 区分 IV：堆肥化可能プラスチック包装
- 区分 V：生分解性プラスチック包装

CPCBポータルは、各区分に該当するプラスチック包装の分類例についても参考情報を提供している。その関連抜粋を別紙 2A として添付する。

## 2. 義務対象事業者

以下の事業者(以下「義務対象事業者」)は、EPR 目標および関連義務を履行しなければならない。

- プラスチック包装の生産者  
(中小零細企業開発法 2006 年に基づく零細・小規模企業を除く)
- プラスチック包装の輸入業者  
(フィルム、プリフォーム等の中間材料、ならびにプラスチック包装された輸入製品を含む)
- ブランドオーナー  
(オンラインプラットフォーム、マーケットプレイス、スーパーマーケットおよび小売チェーンを含むが、零細・小規模企業を除く)
- リサイクル、再処理または使用終了後処分に従事する PWP
- プラスチック原材料の製造業者および輸入業者
- 堆肥化可能または生分解性プラスチック製品の製造業者

(ガイドライン 4)

## 3. 登録要件および制裁

(ガイドライン 6)

### (ア) 登録義務

すべての義務対象事業者は、CPCB が運営する中央集約型オンライン EPR ポータル (<https://eprplastic.cpcb.gov.in/#/plastic/home>、以下「本ポータル」)に登録しなければならない。

- 一または二の州において事業を行う生産者等および PWP の登録は、当該州の SPCB/PCC が本ポータルを通じて付与する。
- 複数のサブカテゴリーに該当する事業者は、サブカテゴリーごとに個別登録を行わなければならない。
- 同一州内に複数の事業所を有する場合には、サブカテゴリーごとに州単位で 1 件の登録で足りるが、異なる州に所在する事業所については個別登録が必要となる。
- 当該年度に新規に事業を開始した事業者は、翌年度から EPR 目標の適用対象となる。
- 有効な登録を有しない事業者は、2016 年規則の適用対象事業を行ってはならない。
- 登録義務を負う事業者と取引を行う者は、当該事業者が登録済みであることを確認しなければならない。

- 登録事業者が虚偽情報を提供し、または意図的に情報を秘匿していたことが判明した場合、聴聞の機会付与後、1年間登録が停止される。

#### 4. 定量的義務目標(ガイドライン 7)

EPR 枠組みに基づく生産者等の定量的および手続的要件を定めている。本枠組みは、以下の4つの中核的遵守要素により構成される。

##### 1. EPR 目標(全体回収義務)

市場に投入したプラスチック包装量と同量のプラスチック包装廃棄物を回収・管理する義務。

##### 2. 最低リサイクル義務

EPR 目標の一定割合は、必ずリサイクルによって達成しなければならない。

##### 3. 使用終了後処分(End-of-Life)義務

リサイクル不可能な残余部分のみが、承認された使用処理後処分に付すことができる。

(ア) 再生材(URep)含有義務：生産者等は、プラスチック包装における再生材含有率を段階的に引き上げることを確保しなければならない。生産者の義務(EPR ガイドライン 7.2)

#### ① EPR 目標

生産者は、以下の算式により算定される年間 EPR 回収目標を達成しなければならない。

$$Q1 = (A + B) - C$$

- A：直近2会計年度に市場に投入したプラスチック包装の平均重量
- B：直近2会計年度に発生したプレ・コンシューマー・プラスチック包装廃棄物の平均重量
- C：ガイドライン 4(iii)に基づき免除対象事業体に供給された数量

年度	Q1 に対する履行割合
2021-22	25%
2022-23	70%
2023-24 以降	100%

#### ② 最低リサイクル義務

EPR 目標の一定割合は、包装区分に応じてリサイクルにより達成しなければならない。

区分	2024-25	2025-26	2026-27	2027-28 以降
I	50%	60%	70%	80%
II	30%	40%	50%	60%

III	30%	40%	50%	60%
IV*	50%	60%	70%	80%

\*区分 IV において「リサイクル」とは、産業用堆肥化を指す。

### ③ 使用終了後処分(EoL)

すべての使用終了後処分は、2016年規則第5条1項(b)に適合しなければならない。

リサイクル不可能なプラスチックのみが、以下の使用処理後処分に付される。

- 道路建設
- 廃棄物発電
- 廃プラスチック油化
- セメントキルンにおける共同処理

### ④ 再生材含有率の義務

生産者は、使用するプラスチック包装において、以下の割合で再生材を使用しなければならない。

区分	2025-26	2026-27	2027-28	2028-29 以降
I	30%	40%	50%	60%
II	10%	10%	20%	20%
III	5%	5%	10%	10%

法令上の制約により当該義務を履行できない場合、CPCBは個別判断により免除を付与することができる。ただし、その場合であっても、生産者はCPCBの取引機構を通じて再生材含有率証明書を購入することにより義務を履行しなければならない。

#### (イ) 輸入業者の義務(ガイドライン 7.3)

輸入業者の義務は、生産者の義務と同様であり、目標算定式は以下のとおりである。

$$Q2 = (A + B) - C$$

ただし、輸入材料に含まれる再生材は、遵守実績として算入することはできない。

EPR目標、リサイクル、EoLおよび再生材含有率に関する割合要件は、生産者と同一である。

#### (ウ) ブランドオーナーの義務(ガイドライン 7.4)

##### ① EPR目標

ブランドオーナーは、以下の算式により算定されるEPR目標を達成しなければならない

い。

$$Q3 = A + B$$

- A：直近2会計年度に市場に投入した新品プラスチック包装の平均重量
- B：直近2会計年度に発生したプレ・コンシューマー・プラスチック包装廃棄物の平均重量

年度	Q3 に対する履行割合
2021-22	25%
2022-23	70%
2023-24 以降	100%

## ② 区分 I(剛性包装)における再使用義務

一定の区分 I 包装について、以下の最低再使用率を満たさなければならない。

区分 I 包装サイズ	2025-26	2026-27	2027-28	2028-29 以降
0.9L/kg 以上 4.9L/kg 未満	10%	15%	20%	25%
4.9L/kg 以上	70%	75%	80%	85%

## ③ リサイクル、使用終了後処分および再生材含有率義務

ブランドオーナーは、生産者に適用されるものと同一割合で、リサイクル、使用終了後処分および再生材含有率の義務を履行しなければならない。ブランドオーナーが生産者または輸入業者を兼ねる場合には、すべての該当役割について累積的に義務を履行しなければならない。

### (エ) 零細・小規模生産者に関する EPR 義務の移転(ガイドライン 7.8)

零細・小規模生産者の EPR 義務は、当該生産者に原材料を供給する原材料製造業者または輸入業者に移転される。遵守は、ポータル上にアップロードされた認証済請求書に基づき履行され、実際の原材料流通との整合性およびトレーサビリティが確保される。

## 5. 見直しおよび遵守

CPCB は、技術的実現可能性および市場成熟度を考慮し、5年ごとに EPR、リサイクルおよび再使用目標を見直す。不遵守の場合、汚染者負担原則に基づき、ガイドライン 18 に従って環境補償金が賦課され、CPCB または SPCB を通じて回収される。

遵守状況の検証は、四半期および年次提出書類ならびに EPR 証明書取引を通じて、ポータル上で実施される。

## 6. 証明書の発行および検証(ガイドライン 11.5 および 11.6)

登録された PWP のみが、生産者等に対してプラスチック廃棄物処理に関する証明書を発行することができる。PWP が証明するプラスチック包装廃棄物の数量は、当該事業者の設備能力を超えてはならない。

道路建設に利用されたプラスチック廃棄物については、生産者等による自己申告証明書の提出をもって足り、当該場合には PWP 証明書は不要とされる。

## 7. 堆肥化可能／生分解性プラスチック製品に関する EPR 遵守

すべての生産者等および堆肥化可能または生分解性プラスチック製品の製造業者は、CPCB 中央集約型オンラインポータルに登録しなければならない(ガイドライン 10.1)。登録時、生産者等は、登録期間全体を対象とする区分別 EPR 目標を定めた EPR 行動計画を、本ポータルを通じて提出しなければならない。当該行動計画の標準作業手順および様式は、CPCB が別途定める(ガイドライン 10.2)。

## 8. 二重計上防止および報告義務

ブランドオーナーは、生産者または輸入業者から購入したプラスチック包装の数量を記録・報告しなければならない。当該数量は、生産者または輸入業者の EPR 義務から控除される(ガイドライン 10.3)。生産者および輸入業者は、ブランドオーナーに供給した包装数量を区分別に記録しなければならない。これを怠った場合、当該数量について全 EPR 義務を負う(ガイドライン 10.4)。

これらの開示内容は、ポータル上で相互照合される。

## 9. 年次報告および EPR 履行

すべての生産者等および製造業者は、翌会計年度の 6 月 30 日までに、回収・処理したプラスチック廃棄物量、再生材含有率、登録リサイクラーの詳細等を記載した年次報告書を提出しなければならない(ガイドライン 10.6)。

年次報告と併せて、生産者等および製造業者は、登録 PWP が発行したリサイクル証明書および EoL 処分に供したプラスチックの詳細をアップロードしなければならない(ガイドライン 15 および 15.1)。

ポータルは、提出内容をリサイクラーのデータと照合し、不一致がある場合には、少ない方の数値が EPR 履行実績として採用される。すべての証明書は、CPCB/SPCB/PCC による検証の対象となる(ガイドライン 15.2 および 15.3)。

生分解性プラスチック製品の製造業者は、BIS 基準に従い回収・処理された生分解性プラスチックの数量に基づき、地方自治体が発行する EPR 証明書を取得し、これをポータル上で年次報告とともに記録しなければならない。CPCB は、当該証明書の取引機構を整備する(ガイドライン 15.4 および 15.5)。

---

別紙 2A : EPR におけるプラスチック包装区分

---

区分 I

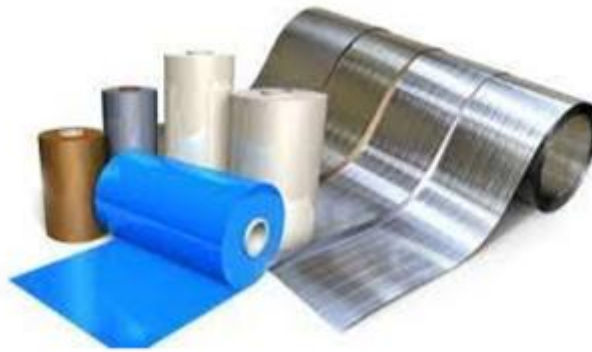
剛性プラスチック包装



出所：インド環境・森林・気候変動省ウェブサイト  
(<https://eprplastic.cpcb.gov.in/#/plastic/home/categoriesopr>)

区分 II

単層または多層(異なる種類のプラスチックから成る複数層)のフレキシブルプラスチック包装



出所：同上

区分 III

多層プラスチック包装

(少なくとも一層がプラスチックであり、かつ少なくとも一層がプラスチック以外の材料から成るもの)



出所：同上

#### 区分 IV

包装に使用されるプラスチックシートまたはこれに類するもの、ならびに堆肥化可能プラスチック製キャリーバッグ



出所：同上

---

### 別紙 3：環境補償金ガイドライン

---

本別紙は、中央公害管理委員会(CPCB)が 2024 年 4 月に発出した 2016 年プラスチック廃棄物管理 2016 年規則違反に対して課される環境補償金算定ガイドライン(Guidelines for Assessment of Environment Compensation to be Levied for Violation of Plastic Waste Management Rules, 2016)、以下「環境補償金ガイドライン」に基づき作成されたものである。

#### 1. 法的根拠および原則

環境補償金(Environmental Compensation)は、2017 年申立事件 O.A. No. 247/2017 に

おける、2020年9月10日付インド国家環境裁判所(National Green Tribunal)の命令に基づき、「汚染者負担原則(polluter pays principle)」に従って賦課される。

## 2. 適用範囲

環境補償金ガイドラインは、2016年規則に違反する行為および不遵守責任を負う当事者を明確に特定している。生産者等にのみ適用される環境補償金および制裁措置の詳細、ならびに違反行為の性質は、以下のとおりである。

## 3. 製造／仕様違反

規定	対象	違反内容	環境補償金 および措置
2016年規則第4条(c)、第4条(j)	生産者	キャリーバッグまたは不織布袋が所定の厚さ未満/g/m <sup>2</sup>	初回：5,000ルピー／トン 2回目：10,000ルピー／トン 3回目：20,000ルピー／トン、製品差押え、事業所閉鎖、1986年環境(保護)法およびJan Vishwas法に基づく罰則 環境補償金算定期間：事業開始日または2016年3月18日のいずれか遅い日から
2016年規則第4条(d)	生産者	プラスチックシートが50ミクロン未満(該当する場合)	同上
2016年規則第4条(f)、第4条(i)	生産者	ガットカ、たばこ、パンマサラ包装へのプラスチック使用	同上

## 4. 禁止された使い捨てプラスチック(Prohibited Single-Use Plastics Ban、以下「SUP」)

規定	対象者	違反内容	環境補償金 および措置
2016年規則第4条2項、2016年規則第14条1項	生産者	2022年7月1日以降の禁止SUP製品の製造	初回：5,000ルピー／トン 2回目：10,000ルピー

			ー／トン 3回目：20,000 ルピー ー／トン、同意取消し
2016年規則第4条2項	輸入業者	禁止 SUP 製品の輸入	初回：2,000 ルピー 2回目：5,000 ルピー 3回目：10,000 ルピー ー、SUP 差押え、税関による取消し

#### 5. 登録／証明書および虚偽情報

規定	対象者	違反内容	環境補償金 および措置
2016年規則第13条2項+別表II(条項10.1)	生産者等	EPR 登録なしでの事業運営	初回：5,000 ルピー ／トン 2回目：10,000 ルピー ー／トン 3回目：20,000 ルピー ー／トン 環境補償金算定期間：事業開始日または2016年3月18日のいずれか遅い日から
別表II(条項10.1、11.4)	同上	登録／EPR に関する虚偽情報の提出	申請手数料の2倍(初回)、4倍(2回目)、8倍(3回目)上限100,000 ルピー登録取消し
別表II(条項10.1、11.1)	同上	EPR 証明書条件の不遵守	登録取消し

#### 6. 表示・ラベリング違反

規定	対象者	違反内容	環境補償金 および措置
2016年規則第11条	生産者／ブランドオ	名称、CPCB 登録番	初回：2,000 ルピー 2

1 項	メーカー(包装品輸入業者を含む)	号、厚さ、堆肥化／生分解性証明番号等の欠落または誤表示	回目：5,000 ルピー 3 回目：10,000 ルピー、登録／CPCB 証明書取消しの可能性
-----	------------------	-----------------------------	--

#### 7.EPR 目標履行および報告義務違反

規定	対象者	違反内容	環境補償金および措置
別表 II(条項 9.1)	生産者等	EPR 目標未達(リサイクル、EoL、再生材含有率、区分 I 再使用)	初回：5,000 ルピー／トン 2 回目：10,000 ルピー／トン 3 回目：20,000 ルピー／トン 3 年間繰越可環境補償金返還率：1 年 75%、2 年 60%、3 年 40%3 年超で全額没収
別表 II(条項 10.6)	同上	年次報告(6 月 30 日)未提出	5 日通知後、5 日ごとに 5,000 ルピー(2 回目 10,000、3 回目 20,000)さらに 10 日ごとに 10,000 ルピー(2 回目 20,000、3 回目 40,000)その後自動提出+不足分環境補償金
別表 II(条項 12.4、13.1、11.6)	同上	監査により数量虚偽報告が判明	申請手数料の 2 倍／4 倍／8 倍(上限 100,000 ルピー)監査に基づく修正・追加 EPR 義務

#### 8. 環境補償金の最低額および最高額

環境補償金ガイドラインは、推定プラスチック廃棄物量および違反程度(20%~100%)に

に基づき、環境補償金の最低額および最高額を算定している。

- 地方自治体(2016年規則第6条、第7条違反)  
小規模村落パンチャヤット：年額 5,000～50,000 ルピー  
人口 100 万人超の大都市：年額 5,000 万～1,000 億ルピー
- 生産者／ブランドオーナー／輸入業者／PWP(2016年規則第4条、第13条違反)  
年額 0.05 百万～200 百万ルピー  
(処理能力 50TPA～100,000TPA、違反回数により変動)
- プラスチック原材料製造業者(2016年規則第13条4項、4項e違反)  
年額 20 億～5000 億ルピー  
(生産能力 60,000TPA～4,500,000TPA)

#### 9. 環境補償金支払遅延

環境補償金に加え、1986年環境(保護)法第15条に基づく罰則が科され得る。  
環境補償金支払遅延の結果は以下のとおりである。

- 1か月以内の遅延：  
元金＋年利 12%
- 1か月超～3か月以内の遅延：  
元金＋年利 24%
- 3か月超の遅延：  
事業所／施設の閉鎖および取引書類の差押え

別紙4：アンケート調査および公開情報検索を通じて把握したコンサルタント、プラスチック廃棄物処理業者およびその他関連事業者一覧

調査および公開情報検索を通じて把握したコンサルタント、プラスチック廃棄物処理業者その他関連事業者一覧

I. アンケート調査またはインタビューにより収集した情報

A. 2016年プラスチック廃棄物管理規則遵守支援コンサルタント

1	名称	Digital Exim and Logistics Services
	電話番号	096326 69185
	Email	<a href="mailto:support@digixim.com">support@digixim.com</a>
	所在地	International, No.32, 2nd Floor, Mig II B, 6th Cross Khb Colony, Gandhinagar, Airport Road, Yelahanka, Bengaluru, Karnataka 560064
	対応地域	インド全域
	Website	<a href="https://digixim.com/">https://digixim.com/</a>
2	名称	Andees Consulting LLP
	電話番号	099999 57442
	Email	<a href="mailto:info@andees.com">info@andees.com</a>
	所在地	2nd Floor, A-9, Block A, Chittaranjan Park, New Delhi, Delhi 110048
	対応地域	インド全域
	Website	<a href="https://andees.com/">https://andees.com/</a>
3	名称	Trash to Treasure Pvt. Ltd.
	電話番号	074286 88312
	Email	特定に至らず
	所在地	Office No. 617, Devika Towers, Commercial Complex, HIG Flats, Chander Nagar, Surya Nagar, Ghaziabad, Uttar Pradesh 201011
	対応地域	特定に至らず
	Website	特定に至らず
4	名称	Spark Sustain Waste Solution Private Limited
	電話番号	8925 974488
	Email	<a href="mailto:reachus@sparksustain.com">reachus@sparksustain.com</a>
	所在地	3rd Floor, AD Block, Shanthi Colony, Anna Nagar, Chennai, Tamil Nadu - 600040
	対応地域	特定に至らず

	Website	<a href="https://sparksustain.com">https://sparksustain.com</a>
5	名称	RAPPR Innovations Private Limited
	電話番号	9810334803
	Email	<a href="mailto:Advisory@RAPPR.in">Advisory@RAPPR.in</a> ; <a href="mailto:Info@RAPPR.in">Info@RAPPR.in</a>
	所在地	E44-3, Okhla Industrial Area Phase 2 New Delhi India 110020
	対応地域	インド全域
	Website	<a href="https://rappr.in/">https://rappr.in/</a>

#### B. 認可済み廃棄物処理業者／リサイクラー

1	名称	VR Traders
	電話番号	7200727158
	Email	uthayariyas98@yahoo.com
	所在地	51B, 3rd St, Hanuman Nagar, Saraswati Nagar, Thirumullaivoyal Chennai, Tamil Nadu 600062
	対応地域	チェンナイ
	Website	<a href="https://vrscrapbuyers.com/">https://vrscrapbuyers.com/</a>
2	名称	Annai Traders
	電話番号	9884288042
	Email	特定に至らず
	所在地	First_Floor,1301/A,Masilamani Street,Nazarethpettai,Chennai,Tiruvallur, Chennai-600123
	対応地域	タミル・ナードゥ州全域とその郊外の半径 50km 圏内
	Website	特定に至らず

#### II. 一般的な情報検索および当局からの情報提供に基づき整理したもの

1	名称	Banyan Nation
	電話番号	7075272555
	Email	contactus@banyannation.com
	所在地	Plot No. 181/B, Phase – III, TSIIC Industrial Park, IP, Pashamylaram, Telangana – 502307
	対応地域	インド全域
	Website	<a href="https://www.banyannation.com/about-us/">https://www.banyannation.com/about-us/</a>
2	名称	Envix Global

	電話番号	
	Email	Info@envixglobal.in
	所在地	No80,First-Floor,1st-Cross,1st-Main,Vayunandana- Layout,Bengaluru,Bengaluru-Urban,Bengaluru-560024, Karnataka
	対応地域	特定に至らず
	Website	<a href="https://envixglobal.in/">https://envixglobal.in/</a>
3	名称	Enviraj
	電話番号	7987416317
	Email	info@enviraj.com
	所在地	F-29 Bhagat Singh Nagar, Bhind Road Gwalior, Madhya Pradesh- 474005
	対応地域	マディヤ・プラデーシュ州、ラジャスタン州（北インド：隣接州）
	Website	<a href="https://enviraj.com/">https://enviraj.com/</a>
4	名称	Green Permits
	電話番号	78350 06182
	Email	wecare@greenpermits.in
	所在地	FIEE Complex, A35, Ma Anandmayee Marg, Block A, Okhla Phase II, Okhla Industrial Estate, New Delhi, Delhi 110020
	対応地域	インド全域
	Website	<a href="https://www.greenpermits.in/">https://www.greenpermits.in/</a>
5	名称	Corpzo
	電話番号	9999139391 / 8448834842
	Email	reach@corpzo.com
	所在地	2nd Floor, G-10, near Hindi Khabar, G Block, Sector 63, Noida, Chotpur, Uttar Pradesh 201301
	対応地域	インド全域
	Website	<a href="https://www.corpzo.com/">https://www.corpzo.com/</a>
6	名称	Kar Parivartan
	電話番号	7428728855
	Email	info@karparivartan.com
	所在地	431, 3rd Floor, Phase III, Udyog Vihar, Sector 20, Gurugram, Haryana 122016
	対応地域	インド全域
	Website	<a href="https://www.karparivartan.com/">https://www.karparivartan.com/</a>

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

[https://www.jetro.go.jp/form5/pub/sce/sce-reports\\_2603\\_ind](https://www.jetro.go.jp/form5/pub/sce/sce-reports_2603_ind)



本レポートに関するお問い合わせ先：  
日本貿易振興機構（ジェトロ）  
海外ビジネスサポートセンター  
サステナブルビジネス課  
〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32  
TEL：03-35825315  
E-mail：SCE@jetro.go.jp